

枝野経済産業大臣と流通業界との懇談会開催

－10月7日－

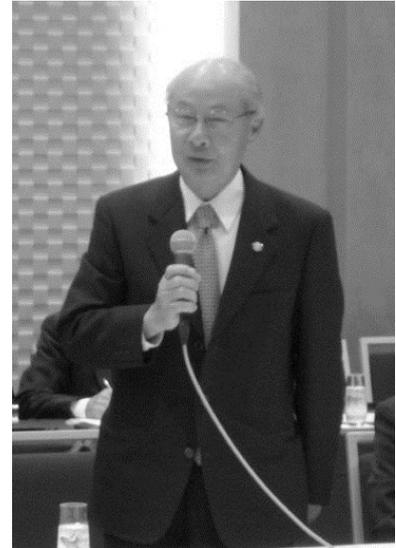
10月7日（金）ザ・キャピタルホテル東急において枝野経済産業大臣と流通業界との懇談会が開催され、小売業の8団体と消費財の卸売業団体を代表して弊協会の國分勸兵衛会長（国分（株））が懇談会に出席し、現状の流通の課題について意見を述べた。

懇談会は、日本チェーンストア協会の井上 淳専務理事の進行で各出席者の紹介で始まり、ついで枝野経済産業大臣以下経済産業省側のご挨拶があった。

枝野大臣は「東日本大震災の復旧・復興に対し御礼を申し上げる。内需拡大をベースとして日本経済の再建策を最優先策として取り組む。その中で鍵を握るのは消費者と直接接していて雇用も多く抱えている流通業界と考える。海外市場においては日本のブランドの評価も高いものがあるので、今までのような大量生産型の製品ではなく木目細かく販売していくことが重要。本日は今後の日本の経済産業政策に活かして参るので忌憚のないご意見を願いたい」と述べられた。

その後、各流通業界代表者から最近の情勢や行政に対する意見、要望が述べられた。

共通する課題としては、①東日本大震災への対応として生活者の日常を支える小売業の重要性とサプライチェーンの協働の重要性を再認識 ②デフレ経済・閉塞感が漂う中で消費税率引き上げ・復興税という増税や電力料金値上げなど家計・企業への負担増議論が先行している現状は日本経済を更なる不況に誘うものと憂慮 ③厚生年金及び健康保険のパート労働者への適用拡大議論には反対などであった。



現状の課題について
意見を述べる國分会長



経済産業大臣との懇談会会場

國分会長からは「卸売業が果たしている役割をご理解いただけないところが多いが、日本の流通は卸売業によってローコストで全体最適な流通が実現できていることをご理解いただきたい」と前置きした上で「物流総合効率化法に関して、加工食品の安定供給の確保と価格の安定のためには物流体制の整備は不可欠であり、食料供給コストの縮減化といった政策課題に合致した物流施設の整備は物流業者のみが担っているものではなく、食品流通を担う製・配・販3層と物流業者が必要に応じて開発投資をおこなっているものをご認識いただき、こうした実情に即した法律の整備が必要である。加工食品卸売業者の物流拠点施設についても物流業者同様に法人税・固定資産税の特例措置が受けられるようお願いする」と述べた。

これら流通業界の発言に対して経済産業省側として枝野大臣が総括してコメントし、最後に風評被害に触れ、「福島県の産品についていろんな販売の場面の創出にご協力願いたい」と述べられ閉会した。

【経済産業省出席者】

経済産業大臣	枝野 幸男	経済産業省 事務次官	安達 健祐
経済産業副大臣	牧野 聖修	官房長	立岡 恒良
経済産業大臣政務官	柳澤 光美	官房総務課長	田中 繁広
経済産業大臣政務官	北神 圭朗	経済産業政策局長	石黒 憲彦
		中小企業庁長官	鈴木 正徳
		商務流通審議官	豊永 厚志
		商務流通担当審議官	羽尾 一郎
		商務流通担当参事官	小山 智
		流通政策課長	佐合 達矢

(13名)

【流通業界出席者】

日本チェーンストア協会会長 新日本スーパーマーケット協会名誉会長 日本スーパーマーケット協会名誉会長 (株)ライフコーポレーション代表取締役会長兼CEO	清水 信次
日本チェーンストア協会副会長 (株)イトーヨーカ堂代表取締役社長最高執行責任者	亀井 淳
日本百貨店協会副会長 J.フロントリテイリング(株)代表取締役会長兼CEO	奥田 務
日本百貨店協会副会長 (株)三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長	石塚 邦雄
新日本スーパーマーケット協会副会長 (株)紀ノ国屋ファウンダー	増井徳太郎
日本ボランティアチェーン協会名誉会長 全日食チェーン商業協同組合連合会代表理事会長	田中 彰
日本フランチャイズチェーン協会会長 (株)モスフードサービス代表取締役社長	櫻田 厚
日本フランチャイズチェーン協会常任理事 (株)セブン-イレブンジャパン代表取締役社長COO	井阪 隆一
日本ショッピングセンター協会会長 東京急行電鉄(株)代表取締役会長	越村 敏昭
日本加工食品卸協会会長 国分(株)代表取締役会長兼社長	國分勘兵衛
日本チェーンドラッグストア協会副会長 (株)小田薬局代表取締役社長	小田 兵馬
日本スーパーマーケット協会副会長 (株)エコス 代表取締役会長	平 富郎

(12名)

GTINを活用した企業間データ交換(GTIN-EDI)のより一層の普及を推進するべく、3種類のガイドラインがいよいよ完成

－酒類・加工食品業界標準化推進会議－

I. はじめに

この度、酒類・加工食品業界標準化推進会議(※1)(事務局＝株式会社ファイネット、以下、推進部会と略す)は、(財)流通システム開発センターが推進している国際標準の商品コードであるGTIN(Global Trade Item Number)を活用したEDI(Electric Data Interchange)の普及をより一層推進するために、「酒類・加工食品業界GTIN-EDIの普及に向けて」、「酒類・加工食品業界GTIN-EDI導入ガイドライン」、及び「酒類・加工食品業界におけるGTINを利用したEDI運用ガイドライン第2版」の3種類のガイドラインを8月10日に公開(※2)した。

今後、このガイドラインを広く伝えることで、GTINを商品識別子として企業間データ連携を行うメリット、GTIN-EDIを始めるための準備(社内外への説明、導入手順)や運用する際の作業方法、手順などの周知を行い、業界全体への幅広い普及を目指す。

本稿では、日本におけるGTIN登場の背景、導入に伴う対応や、酒類・加工食品業界におけるGTIN-EDI普及に向けた取り組み経緯に関して振り返るとともに、上記ガイドラインの概要についてご紹介させて頂きたい。

(※1) 推進部会

- ・酒類・加工食品業界のメーカー／卸間のデータ交換の標準化推進を目的に2003年に発足した会議体2011年9月末現在のメンバー企業はメーカー20社、卸9社の合計29社メンバー企業(五十音別)

【メーカー】

アサヒビール株式会社、味の素株式会社、カゴメ株式会社、カルピス株式会社、キッコーマン株式会社、キューピー株式会社、麒麟麦酒株式会社、月桂冠株式会社、サントリービジネスエキスパート株式会社、宝酒造株式会社、テーブルマーク株式会社、株式会社ニチレイフーズ、日清オイリオグループ株式会社、日清食品株式会社、日清フーズ株式会社、日本水産株式会社、ハウス食品株式会社、株式会社マルハニチロ食品、株式会社みつかん、雪印メグミルク株式会社

【卸】

伊藤忠食品株式会社、加藤産業株式会社、国分株式会社、株式会社トーカン、株式会社日本アクセス、日本酒類販売株式会社、三井食品株式会社、三菱食品株式会社、明治屋商事株式会社

(※2) ガイドラインの入手方法

- ・以下のホームページにアクセスし、ダウンロードの上ご活用下さい

株式会社 ファイネット URL:<http://www.finnet.co.jp/>

社団法人 日本加工食品卸協会 URL:<http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/>

II. GTINコード登場の背景、及び導入に伴う対応

1. 背景とGTINコードの登場

従来、商品を識別するコードとして、米国を中心にUPCコード(12桁)が、欧州ではEANコード(13桁)、日本国内ではEANと同体系のJANコードが普及していたが、国をまたがる企業間データ交換や物流の増加により、国際標準となる商品識別コードの必要性が高まってきた。

また、日本国内では企業間データ交換においては、荷姿違いの商品を区別するために、各社が独自に付番する各種プライベートコードを使用することが多く、各社は取引先ごとの個別対応(変換作業)に多大なコストを強いられていた。

このような背景のもと、2005年に、UPCコード(12桁)、EANコード(13桁)、JANコード(13桁)を包括し、かつ同一商品でも、単品(個装)、ボール(中装)、ケース(外装)、梱(バンド掛け・半裁品)など異なる荷姿を個別に識別できるよう、GTIN(Global Trade Item Number)コードが、国際標準に準拠する商品コード体系として規定された。

企業間データ交換において、国際的に標準化、統一化されたGTINコードを使用することにより、個別の各種プライベートコードなどからの変換作業が不要になり、データの精度向上、及び業務コストの削減が可能になる。

こうした国際的な流れを受け、日本においても(財)流通システム開発センターが2003年からPRを開始しはじめるなど、本格的な導入、普及活動が開始された。

2. 日本におけるGTINコード導入に伴う対応

(1) ITFコード14桁化への切替

2005年1月から、国際標準の商品コードを包括的にGTINコードとする規定が策定されたことに伴い、国際標準でないITF-16(16桁)は国際標準の下では使用できなくなる。日本においても、国際標準に対応するべく、集合包装品商品コードを16桁から14桁に切り替える事が必要になり、2010年3月を期限として移行を行うことになった。

(2) 集合包装用商品コードにおける不一致型JANの容認

集合包装品商品コードは、国際的には、単品コードと集合包装の関係により、2種類のコード体系が存在している。日本においては、現在行われている多種多様な荷姿でのデータ交換に対応するために、国際標準で認められている不一致型JANを容認することになり、2007年3月から運用が開始された。

① 一致型JAN……集合包装の内容物である単品コードのアイテムコードを使用している

② 不一致型JAN(※)……集合包装の内容物である単品コードのアイテムコードを使用しない

(※)物流の荷姿を表すGTINコードの先頭の物流識別コード(インジケータ)の1~8を使い切ってしまう、物流シンボルとして新たな荷姿が必要になった場合などが相当する。

(3) アロケーションルールの見直し

国際標準では、GTINコードの推進とともに商品アイテムコードの設定基準(アロケーションルール)を整備している。日本においても、(財)流通システム開発センターが中心となり、日本の消費財流通の実態や商慣行、既に適応されているJANコードの

付番ルールとの整合性を考慮した上で、新たにGTINアロケーションルールのガイドラインを策定、2007年3月から運用が開始された。

Ⅲ. 酒類・加工食品業界標準化推進会議での取り組み状況

2003年、酒類・加工食品業界のメーカー／卸間のデータ交換の標準化推進を目的に、メーカー及び卸34社をメンバー企業として推進部会が発足した。

その中で、GTINコード導入を普及・推進していくための検討の場の必要性から、企業識別コード分科会、商品マスタ同期化分科会などとともに、推進部会配下の会議体として商品識別コード分科会が設立されている。

以下、商品識別コード分科会の活動を、黎明期、準備期、普及期の3つに分けて説明する。

1. 黎明期－2003年10月～2005年5月（日本（酒類・加工食品業界）におけるGTINコード導入に向けた検討）

商品識別コードについては、すでに国際ルールで2005年1月から14桁のGTINコードを利用して企業間データ交換を実施することが決まっており、日本の商習慣などを踏まえて酒類・加工食品業界での対策を講じる必要があった。この間、推進部会及び商品識別コード分科会では、参加企業の実態を踏まえ、(1)日本における不一致型JANの容認、(2)アロケーションルールの見直し、(3)適応期日の見直しの3つを、(財)流通システム開発センターに提言を行い、結果、日本におけるGTINコード導入の指針に盛り込まれることになった。

(1) 日本における不一致型JANの容認

16桁のITFコードを14桁に移行する場合、同一単品JANの荷姿が8種類であれば容易に移行が可能であるが、酒類・加工食品業界における各社の現状を考慮した場合、それ以上の多種多様な荷姿でデータ交換を行っている企業も少なからず存在している事が明らかになった。

このような状況の下、同一商品で多くの荷姿を有している実態に対応するために、本来の国際標準（GTIN）の考え方に照らし合わせ、一致型JAN、不一致型JANの双方を日本においても容認してもらうことを提言した

(2) アロケーションルールの見直し

GTINコードの付番ルールは、加工食品・日雑を中心に記述されてこと、欧米とは異なり日本ではキャンペーンや販促が多く、その場合、多くはJANコードを区別しない業務運用であるなど、日本（酒類・加工食品業界）におけるアロケーションルールは、かなり複雑であり、これまでのアロケーションルールでは必ずしも効率的に対応できないということが明らかになった。

このような状況の下、コード付番を、GTINコードルールに準拠しつつも、より業務の実態に近い形で対応するためのアロケーションルールの考え方について提言した。

(3) 適応期日の見直し

国際的にGTINの概念が適応される2005年1月からの利用開始は、日本（酒類・加工食品業界）においては、困難であり、短い期間での対応は、現場作業の支障へ繋がることが想定された。このため、適応期限の延長（2007年3月開始、2010年3月完了目標）を提言し、現実的な対応を求めた。

2. 準備期－2005年6月～2009年6月（2010年3月期限に向けた各社システム整備、普及推進の検討）

適応期限の延長に伴い、推進部会企業34社としてのGTINコードによるEDI実施までのロードマップ作成や、推進上の課題、対応策についての検討を行なうとともに、大手小売業および推進会議に参加していない企業への理解を促進するための広報・普及活動に関する検討を行った。

2009年初頭の推進部会では、参加企業の成果として、ITF14桁化については、定番商品、業務用商品の一部で未対応があるものの、14桁による出荷はほぼ想定どおり行われている事、不一致型JANの出荷案内では対応する企業が拡大しており、また流通からの受入拒否の反応は無い事、GTIN－EDIの実施については、2009年初頭の本番を目標に具体例が出てきている事の報告があった。

また、同様に広報・普及活動の成果として、推進部会企業以外の大手酒類、食品メーカーについても、ITF14桁化についての理解や進捗状況が概ね想定どおりであった事、具体的な事例が出てきている事の報告があった。

(1) 推進部会企業34社の普及活動

ITF14桁化の実施状況の可視化・・・新商品、リニューアル品、業務用商品に大別して各社の進捗状況と推進上の課題を議論し、対応策の検討を行った。

不一致型JANの出荷案内の実施状況の可視化・・・出荷状況、流通（卸、小売）からの要望状況などを各社から報告し、対応策の検討を行った。

GTIN－EDIの実施状況の可視化・・・各社のGTINコードによるデータ交換の進捗状況（取引先と商談中、テスト中など）と推進上の課題を議論し、対応策の検討を行った。

(2) 広報・普及活動

ITF14桁化・・・推進部会企業以外の食品大手メーカー（12社）、大手酒類メーカー（11社）に対して、個別訪問を行い、必要性や実現方法などに関する説明を行った。

不一致型JAN出荷案内・・・大手飲料メーカーに対して、不一致型商品出荷時の課題、対応策などについて2008年8月より定期的な情報交換（08年8月より）を開始した。

3. 普及期－2009年7月～（GTIN－EDI普及に向けたガイドラインの検討）

多くの企業でITF14桁化、不一致型JANの出荷案内が整備されるに伴い、各企業の課題は、GTINコードを使用したデータ交換に関するものが多くなってきた。具体的には、まず最初に、GTINコードとは何か、メリットは何か、社内外へどのように説明したらいいのかなど、社内外への説明・調整が困難であるという事であった。次に、社内外への説明が完了した後に、実作業としてのマスタ整備などの方法や手順、運用方法が分からないという課題があげられた。

こうした現状を踏まえ、推進部会では、これまで先行して取り組んできた企業のノウハウをもとにしたガイドラインを策定する必要があると判断、約1年半の歳月を費やして、上記に関する3種ガイドラインを策定した。

IV. ガイドラインの概要

1. 酒類・加工食品業界GTIN-EDIの普及に向けて

企業がGTINコードを活用した企業間データ交換を行う場合、まず最初に課題となるのが、社内への理解、あるいは相対である取引先への理解の周知や説明である。GTINコードの理解不足、GTINコードを活用することでのメリットが正しく伝わらないことで、GTIN-EDIが実現しない場合は少なくない。

また、実際に企業がGTIN-EDIを始めるきっかけとなるのは、他企業のシステム整備状況、導入事例など、他の先進企業の動向をもとに判断するといったケースも目立つ。

こうした状況の中、本ガイドラインでは、GTINを始めるにあたり、GTINコードの正しい理解、GTIN-EDIのメリット、及び他企業の導入事例などを記載し、各企業が社内内外の関係者に向けて伝えるべき内容を記している。

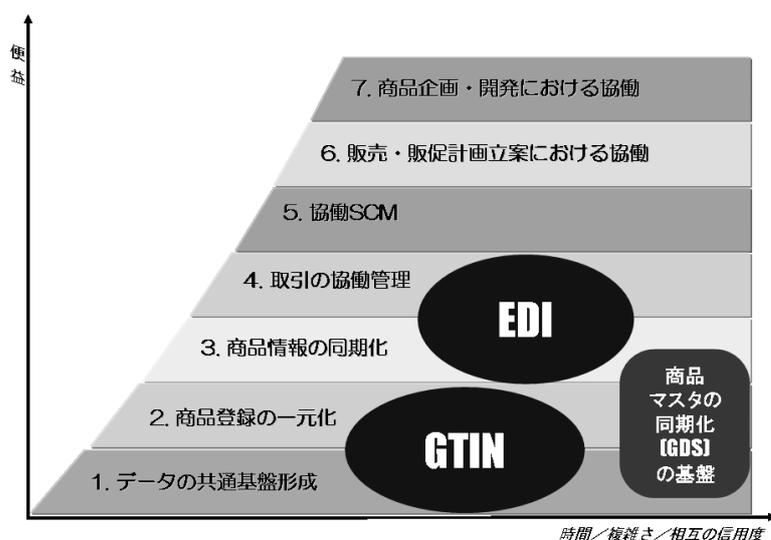
(1) GTINとは

本節では、GTINコードの正しい理解を促すため、GTINコード登場の背景やGTINコードの位置づけを説明するとともに、情報システム部門、物流部門、営業部門など、実際にGTINコードを活用した業務を行うと想定される部門に対して、企業間データ交換におけるGTINコード、JANコード、及びITFコードの関係・相違などを解説している。

① GTINコード

GTINコードとは14桁からなる国際標準の共通商品コードであり、1つのGTINコードは、「ある商品」の「ある荷姿（＝単品（個装）またはボール（中装）またはケース（外装）または梱（バンド掛け・半裁品）」を一意で示す。

以下、取引パートナー相互間の協働7ステップモデルにおいて、GTINコードは、「取引の協働管理」であるEDIを実現するための、「データの共通基盤生成」、「商品登録の一元化」のローカルではない、共通言語としての機能を果たしている。



出典: GMA/FMI Trading Partner Alliance, 2004

② GTINコード、JANコード、及びITFコードの関係・相違

各階層のGTINコードは、個装入数の情報を内包しているため、GTINコードによる企業間データ交換ではその都度ごとに個装数量や商品の入り数を示す必要がなくなる。

(例)

	階層	個装入数	GTIN	従来からの呼び方では…
1	単品個装	1	049mmmmmmabcdez	JANコード(GTINから先頭の0を外した13桁)
2	ボール中装	20	249mmmmmmabcdey	ボールのITFコード(14桁)
3	ケース外装	80	149mmmmmmabcdez	ケースのITFコード(14桁)＝通常「ITF」と呼称されるコード

- 「商品Bを2ケース(2メーカー出荷単位)発注」を、JANコード、ITFコードを使うと以下のように商品入数が必要
- 「ITFが149mmmmmmabcdezの商品を80入で2ケース」
 - 「JANが049mmmmmmabcdezの商品を80入で2ケース」
 - 一方、GTINコードで表現する場合は、いずれも商品入数を示す事が不要となる
 - 「149mmmmmmabcdezを2つ」
 - 「049mmmmmmabcdezを160個」
 - 「249mmmmmmabcdeyを8つ」

(2) GTINでEDIを行う

本節では、GTINコード活用による短期的な業務コスト削減のメリット、GDS導入なども合わせた中長期的なメリットなどについて解説している。

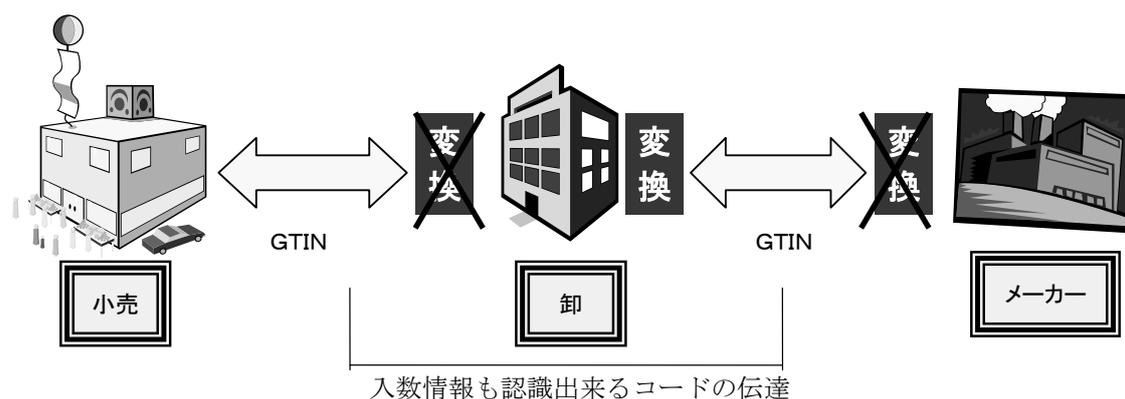
① 業務コスト削減の短期的なメリット

製・配・販三層における受発注、出荷案内、販売実績等の各データ種でやりとりされる商品コードの多くは、双方のプライベート商品コードやJANコードが利用されている。各社はその現状を容認した上で自社システムに自社コードに変換するための仕組みを組み込んでいる。

この変換の為のシステム作りに加え、変換作業ミスによる取引先、最終消費者への影響、さらには取引先毎に変換作業を継続的に作業するコストは少なくない。

製・配・販三層の商品コードのデータ交換において、GTINコードを導入することで、このような変換ミスや変換、作業コストの低減が可能となる。

導入後



こうしたデータ変換作業について、メーカー1社あたり30品を発売出荷する、変換マスタへの登録・確認作業への時間を2分、人件費を時給1000円など、いくつかの前提条件を踏まえて試算した結果、卸は1社あたり年間70万円(対小売50万円、対メーカー20万円)、メーカーは年間10万円(対卸のみ)の相当程度が少なくとも削減できるという結果になった。

(2) 中長期的なメリット

消費財流通の商品マスタ登録業務は、各企業個別の商品登録様式への転記や再入力の繰返しであり、各層で業務負荷が増大している。

このような現状に対し、製配販での商品マスタの同期化（GDS）の普及によって、標準化・電子化・自動化・協働化を図り、サプライチェーンの全体最適化に向かうことが求められている。現在はその道程の途上にあると言え、ファイネット社FDBやジャパンインフォレックス社Inforexデータプール等について、卸、メーカー間での連携利用を推進し各社活用頻度を高めつつある。

これからも引き続き、全体最適化と各層での業務負荷の最小化を目指して、GTINによるEDIと、それを基盤とするGDSの普及をさらに推進していくことが、業界全体での大きなメリットを生み出すと考えられる。

立場	中長期的（GDSの普及）
小売業	・商品マスタ同期化（GDS）が普及した場合、商品情報の取得がよりスピーディー且つ正確になる
卸売業	・対小売業との受発注で、流通BMS（GTIN使用を前提としたEDIフォーマット）が普及した場合、対小売業EDI処理コストが削減される ・商品マスタ同期化（GDS）の導入により、小売業に対する商品情報案内の個別対応が削減される
メーカー	・商品マスタ同期化（GDS）の導入により、商品情報案内の個別対応が削減される

(3) GTIN-EDIの普及に向けて

本節では、推進部会参加企業におけるシステム整備状況、及びGTIN-EDIの導入状況について解説している。

① システム整備状況

2010年3月期限であったITF-14桁化に伴い、推進部会参加企業（29社）の多くの企業で、GTIN-EDIに対応したシステム整備が完了済みとなっている。

また、一方、まだシステム整備が完了となっていない企業でも今後のシステム再構築に合わせ、GTIN対応のシステム整備を検討している企業が多く、確実に裾野は広がっていると考えられる。

●推進部会企業におけるGTINシステム整備状況(2011年8月26日現在)

メーカー 20社

(○：システムGTIN対応済み 着手可能

×：未着手)

企業	データ種	データ種01	データ種04	データ種08	データ種16/17
		受発注	出荷案内	販売実績	販売促進金
アサヒビール株式会社		○	×	×	×
味の素株式会社		○	○	○	○
カゴメ株式会社		×	×	×	×
カルピス株式会社		○	×	○	×
キッコーマン株式会社		×	×	×	×
キューピー株式会社		○	○	○	○
麒麟麦酒株式会社		○	×	×	×
月桂冠株式会社		○	○	○	×
サントリービジネスエキスパート株式会社		○	○	○	○
宝酒造株式会社		○	○	○	○
テーブルマーク株式会社		×	×	×	×
株式会社ニチレイフーズ		○	○	○	○
日清オイリオグループ株式会社		×	×	○	×
日清食品株式会社		×	×	×	×
日清フーズ株式会社		○	○	○	○
日本水産株式会社		○	○	○	○
ハウス食品株式会社		○	○	○	○
株式会社マルハニチロ食品		○	○	×	×
株式会社みつかん		○	×	○	×
雪印メグミルク株式会社		○	○	○	×
合計		75%対応済み、着手可能	55%対応済み、着手可能	65%対応済み、着手可能	40%対応済み、着手可能

卸 9社

企業	データ種	データ種01	データ種04	データ種08	データ種16/17
		受発注	出荷案内	販売実績	販売促進金
伊藤忠食品株式会社		○	○	○	○
加藤産業株式会社		×	×	○	×
国分株式会社		×	×	×	×
株式会社トーカン		○	○	○	○
株式会社日本アクセス		×	×	×	×
日本酒類販売株式会社		×	×	×	×
三井食品株式会社		×	×	×	×
三菱食品株式会社		○	○	○	○
明治屋商事株式会社		○	○	○	○
合計		44%対応済み、着手可能	44%対応済み、着手可能	55%対応済み、着手可能	44%対応済み、着手可能

② GTIN-EDI取り組み状況

システム整備の完了とともに、味の素株式会社、サントリービジネスエキスパート株式会社、月桂冠株式会社、日清オイリオグループ株式会社、加藤産業株式会社、株式会社トーカン、三菱食品株式会社など先進企業同士のGTIN-EDIの導入事例が

加速している。

また、現在、GTIN-EDIの本番運用には至っていないが、計画中、あるいはテスト中の企業も多く、今後、酒類・加工食品業界でのGTIN-EDIの普及率はますます拡大していくものと思われる。

2. 酒類・加工食品業界GTIN-EDI導入ガイドライン

企業が社内外への理解、調整を経て、GTINコードを活用した企業間データ交換を行う場合、次に課題となるのがメーカー及び卸が行うべきマスタ整備などの準備作業である。商品マスタ整備の不備や、GTINコードの付番されていない商品、GTINコードだけで商品を識別できない場合の取り決めを事前に行っていないため、運用テスト段階で手戻りが多く発生するといったケースも少なからず存在している。

また、実際の運用テスト段階で、どのようにデータを受け渡すのか、チェック項目、チェック項目が分からないといった問い合わせも多く寄せられている。

こうした状況の中、本ガイドラインでは、社団法人日本加工食品卸協会（日食協）の制定した「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム」のデータフォーマットを使用し、商品マスタ整備、GTINコード付番のない商品などの例外事項の取り決め、運用テストの実施方法などについて、各企業がGTIN-EDIを導入する段階に準備すべき内容を記している。

(1) 商品マスタのGTIN情報整備

GTIN-EDIの整備に際し、メーカー、卸がまず行うべきことは商品マスタのGTIN情報の整備である。GTINコードが意味する商品、荷姿の認識を、取引商品に関して双方で合意し、双方の商品に格納されているGTIN情報の同期をとる必要がある。

本節では、GTIN情報を各企業の商品マスタに正しく整備するため、メーカー、卸間での運用業務フローや入力すべき項目を説明するとともに、具体的な確認すべきポイントを解説している。

なお、本手順では、メーカーが既に整備している商品マスタ上のGTIN情報を、卸の商品マスタに格納するために、卸からまず最初にメーカーへ商品マスタ情報を提示してもらう方法として紹介している。

① 卸からメーカーへの商品マスタ提示

卸は以下のようなフォーマットで、終売商品やGTIN情報のない商品を含め、卸側の商品マスタに存在する全ての商品をメーカーに提示する。

卸は卸店商品情報、JANコード以外の項目についても、メーカーが商品特定するために有益と思われる項目については、事前に可能な限り設定する。

卸店商品情報			分類等	単品GTIN			ボール・パックGTIN		ケースGTIN		梱GTIN	
プライベート 商品コード	商品名	容量	発注単位	JANコード	SDPコード	終売日	総バラ 入数	GTIN	総バラ 入数	GTIN	総バラ 入数	GTIN

② メーカーでのGTIN情報付加

メーカーは、卸から受領したフォーマットに、メーカー商品情報とGTIN情報を付加し、卸へ返信する。

同一JANコードに対して、卸店の商品コードが複数ある場合、通常分、販促分などの切り分けを、卸の商品名、ケースGTINなどから識別する。

卸店商品情報			メーカー商品情報			分類等	単品GTIN			ボール・パックGTIN		ケースGTIN		梱GTIN	
プライベート商品コード	商品名	容量	プライベート商品コード	商品名	容量	発注単位	JANコード	SDPコード	終売日	総バラ入数	GTIN	総バラ入数	GTIN	総バラ入数	GTIN

③ 卸でのGTIN情報確認

卸はメーカーから返信された情報について、終売情報の確認、意味付け変更商品（荷合わせ品の場合、ITF及びケースJANはケース単箱の荷姿・入数に対応するGTINとなる）の確認、複数商品コード（JANは同じにも関わらずSKUの考え方違いによりコードを分けている場合）の確認などを行う。

（複数商品コードの例）

- ・メーカー… 販促商品、リニューアル商品について、JANコードを通常商品と変えないが、ITFのみ変更するケースが存在するなど
- ・卸…………… デザイン缶、記念ラベル缶について、JANコード、ITFコードが同じであっても小売業からは別商品として発注がある場合があるため、卸は複数の商品コードを設定するなど

④ 卸でのGTIN情報格納

卸は確認が完了したGTIN情報について、4階層全てにGTINが記載されている場合、梱階層の荷姿がない場合、ボール階層などの荷姿がない場合などのパターンに応じて、自社のマスタへ取り込みを行う。

(2) 例外事項に関する対応方法の取り決め

メーカー、卸は、GTINを商品識別コードとしたデータ交換の運用テストを始める前に、GTINの付番されていない商品、GTINだけで商品を識別できない場合の取り決めなど例外事項に対する双方の対応を事前に協議し、合意しておく必要がある。

本節では、3つの代表的な例外事項に対して、具体的な確認すべきポイントを解説している。

① GTINが付番されていない商品の場合

4階層（単品（個装）、またはボール（中装）、またはケース（外装）、または梱（バンド掛け・半裁品））いずれのGTINコードも設定されていない場合、データ交換に使用する商品コードとして何を使用するのか、入数、ケース数、個数、生販単価には何を設定するのかを確認する。

また、商品コードがGTINの明細行レコードとプライベート商品コードの明細行レコードがある場合、明細行レコードを続けて格納して良いか、伝票ヘッダーレコードまたはファイルヘッダーレコードを変える必要があるか、送信ファイル自体を別に必要があるのか等、運用上の取り決めルールを確認する。

② GTINだけで商品を識別できない場合

販促商品と通常商品がGTINコードで識別できない、あるいはデザイン缶・記念ラベルと通常商品がGTINコードで識別できないなど、運用上、GTINコードだけで商品を識別できないケースが発生する。

こういったケースについて、EDIでの受発注対象外にする、EDIで受発注を行うがFAXなどでフォローする、あるいは事前の取り決めでどの商品を出荷するか等、運

用上の取り決めルールを確認する。

③ 受発注時のGTINと出荷案内のGTINが異なる場合

荷合わせ品、販促商品などの場合、送り状表記と出荷案内データのGTINコードが異なるケースが存在する。

こういったケースについて、受発注データ、及び出荷案内データの各項目をどのように設定するのか等、運用上の取り決めルールを確認し、入荷検品、直送計上、買掛照合などの業務に支障をきたさないような準備が必要となる。

A. 荷合せ品

メーカーのシステムにもよりますが、卸店が受発注データにケースGTINを設定したものが、荷合せ品のために梱GTIN表記の送り状で納品される、或いは梱GTIN設定の出荷案内データが返信されるということが起こりえます。

卸店のシステムが梱GTINを保有できない仕組みになっている、或いは梱GTINの登録漏れがあったようなケースで発生します。

卸店・発注データ設定 (1)		⇒	メーカー・送り状表記・出荷案内データ設定	
商品コード(ケースGTIN)	34.....3		商品コード(梱GTIN)	449.....4
ケース・入数	24		梱・入数	48
ケース・数量	2		梱・数量	1
(総バラ数)	48		(総バラ数)	48
(ケース単価)	2,400		梱・生販単価	4,800

(*1) 卸店の入荷予定データも同様に作成される前提。

B. 販促商品

卸店では販促商品について、通常商品と別商品コードを付番しない場合があります。

但しこの場合においても、メーカーと卸店との合意で販促期間中は通常商品を発注しても、無条件に販促商品を出荷することで両社が合意していることがあります。

こうした場合には、卸店が受発注データに通常商品のGTINを設定しても、販促商品のGTIN表記の送り状で納品される、或いは販促商品のGTINが設定された出荷案内データが返信されるということが起こりえます。

逆に、卸店が受発注データに販促商品のGTINを設定しても、販促期間が終了していた場合には、通常商品のGTIN表記の送り状で納品される、或いは通常商品のGTINが設定された出荷案内データが返信されるということも起こりえます。

卸店・発注データ設定 (*1)		⇒	メーカー・送り状表記・出荷案内データ設定	
商コード(通常GTIN)	349.....3		商品コード(販促GTIN)	549.....5
ケース・入数	24		ケース・入数	24
ケース・数量	1		ケース・数量	1
(総バラ数)	24		(総バラ数)	24
(ケース単価)	2,400		ケース・生販単価	2,400

また、メーカーには既にリニューアル済で新商品の在庫しかないにも拘らず、卸店が誤って従来品のGTINで発注したような場合にも、同様の現象が発生します。

(3) 運用テストの実施

本節では、運用テストを実施する段階において、テスト方法、チェック方法などに関する確認すべきポイントを解説している。

① 対象データ種・フォーマットバージョン・使用GTIN階層の確認

A. 対象データ種・フォーマットバージョンの確認				
日食協の「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム」のデータフォーマットを利用します。				
データ種	種別名称	提供企業	利用企業	フォーマットバージョン
01	受発注	卸店	メーカー	2、3
04	出荷案内	メーカー	卸店	2、3
08	販売実績報告明細型	卸店	メーカー	1、2、3
09	販売実績報告集約型	卸店	メーカー	1、2、3
16	販売促進金請求	卸店	メーカー	1
17	販売促進金支払	メーカー	卸店	1
日食協フォーマットでGTINを利用する場合は、受発注フォーマットバージョン1及び出荷案内フォーマットバージョン1は、商品コード欄が13桁であり、14桁のGTINをセットできないため、利用できません。				
GTINを利用する場合は、フォーマットバージョンのバージョンアップが必要です。				
B. 使用GTIN階層の確認				
『1. 商品マスターのGTIN情報整備』に基づき、メーカー・卸店間で取り決めた階層でデータ交換を実施します。				
GTINを利用してEDIを実施する場合でも、「単位」欄・「入数」欄については、従来通りフォーマット上は必須項目となっていますので、GTINの階層に問題がないかどうかを確認するのに有効です。				

② テスト環境・テストデータ受渡し方法の確認

本番データとテストデータを区別して管理するために、テスト用のセンターコードの利用、送受信する時間帯の事前取り決め、テスト用のデータ種追加などの選択が可能である。

③ チェック項目

卸からメーカーへのテストデータ送信（受発注、販売実績、販促金請求）の際に、受信側でコード変換後に事前に合意している商品マスタの整備情報に合致しているか確認を行う。この場合、既に別の商品コードでデータ交換を行っている場合と、新規にGTINコードでデータ交換を行う場合の2つのパターンが存在する。

また、メーカーから卸へのテストデータ送信（出荷案内、販促金支払い）の際には、受信側でコード変換後に事前に合意している商品マスタの整備情報に合致しているか確認を行う。この場合も上記同様に2つのパターンが存在する。留意事項として、単位違いによる金額の不一致を防ぐために、メーカー、卸間で単位を事前に一致させておく事が望ましい。

3. 酒類・加工食品業界におけるGTINを活用したEDI運用ガイドライン

企業がメーカー及び卸が行うべきマスタ整備などの準備作業を経て、実際に運用を始める場合、最後に検討すべき事が、日食協フォーマットへのデータ項目設定の詳細内容、また各社言葉の定義の統一、意味づけ変更など実運用にあたり考慮すべき事項、及び受領したコードが想定外であるなどレアケースではあるが現実的に発生しうる運用上の対応である。

こうした状況の中、本ガイドラインでは、酒類・加工食品業界標準化推進部会の先進企業による実運用における先行事例のノウハウをもとに、データセットの取り決め、運用上の留意点、実運用上のQ&Aなどについて各企業がGTIN-EDIを運用する段階に留意すべき内容を記している。

(1) GTINでEDIを行うべき場合のデータセット

本節では、日食協フォーマットを使用したGTIN情報のデータセットについて各項目へのデータ内容を解説している。

具体的には、例えば、商品コード欄には「6:GTIN」をセットする、あるいは入数欄には、GTINコードが意味する単品入数をセットするなど、商品コード使用区分、商品コード欄、入数欄、数量欄（ケース数、個数）、単位欄、単価欄などについて、コード値の入力内容について記されている。

(2) 運用上の留意点

本節では、メーカーと卸それぞれが円滑な運用を開始するにあたり、事前に想定される言葉の定義問題、意味づけ変更の解釈、運用開始時期などについて解説している。

① 言葉の定義

バンド掛け・半裁品を「梱」、バンドを外した単箱または半裁品を分けた単箱を「ケース」と定義する。

② 意味づけ変更

従来、バンド掛け・半裁品について、単箱に印刷してあるITFシンボルは、バンド掛け全体や半裁前の荷姿を表していたが、これはGTINの運用ルールに反しており、運用上、支障をきたすことが想定され、単箱には単箱の荷姿を現すITFシンボルが印刷されている必要がある。

このため、対応としては現在のITFシンボル自体を変更するという包材変更にくわえ、従来より印刷されているITFシンボルは単箱の荷姿を意味すると解釈を変更することも容認することとし、切り替えは、メーカーごとに一斉切り替えとする。

(3) Q&A

本節では、販促商品終了によって通常商品を出荷する場合のGTINコードのセット内容、受領したコードがITFとケースJANのコードが一致していなかった場合の対応方法、ギフト品における中身の商品のデータセット方法など、実際の運用時における運用ルールなどについて解説している。

V. 終わりに

2005年、国際標準に準拠する商品コード体系としてGTINコードが規定されてから6年が経過し、不一致型JANコードの容認、アロケーションルールの整備、2010年3月を期限とし

たITF14桁化の完了などを経て、日本でもGTINコードを活用した製・配・販のデータ交換が着実に広がりを見せている。

これは、(財)流通システム開発センターをはじめとした各種団体の普及活動の成果であるとともに各業界、各企業の標準化に向けた意識の高まりと捉えることができる。

一方で、各業界のシステム整備の歴史的経緯や現状のシステム整備状況によって、GTIN移行への受容性、難易度が異なり、各業界が必ずしも同じように足並みがそろっているとはいえない状況も存在している。

2010年に日本GCI推進協会が行ったGTIN-EDIに関する実用化アンケートでは、日雑業界は、メーカー・卸とも「GTIN-EDIに全対応」という回答が多く寄せられ、日雑業界での関心度が非常に高い事が明らかになった。

しかしながら、アンケート結果は、酒類・加工食品日雑業界における食品メーカー・食品卸のへの関心度が低いことも同時に明らかにした。これは、既存の日食協標準フォーマットがある程度十分な機能を果たしているため、日雑業界に比べてGTIN-EDIへの全対応に踏み切れていない（対応しても短期的に得られる効果が薄いと考えられている）ことに起因していると分析されるが、責任ある企業として業界全体の標準化の動きに対して賛同し、現状の課題解決に向けて推進することが必要な時期に来ていること、また期待されている事を各企業が認識することが望まれる。

こうした現状を踏まえ、推進部会では、今回の3種ガイドラインをより効果的に活用できるように、今後も継続的に適宜ガイドラインの改定を行い、酒類・加工食品業界全体での本格的な普及・推進活動を展開していく予定である。

委員長に伊藤忠食品の竹腰副本部長を選出

一流通システム標準普及協議会

今年度の第1回運営委員会を6月14日（火）15時～17時に中央区築地のJJK会館で開催しました。

会議ではまず、運営委員長の選任を行い、(社)日本加工食品卸協会から派遣されている伊藤忠食品(株)情報システム本部副本部長の竹腰雅一氏を満場一致で選出しました。（次頁の「業界のキーマンに聞く」参照）



第1回運営委員会 6月14日、東京・築地のJJK会館

流通BMS普及の鍵は小売業のメリットを打ち出せるかにかかっている

(社)日本加工食品卸協会 情報システム研究会座長
伊藤忠食品株式会社 情報システム本部 副本部長

竹 腰 雅 一 氏

ー日本加工食品卸協会の最近の話題や、業界の動向を教えてください。

竹腰 震災対応が最も関心が高いですが、ほかにIFRS（国際会計基準）や米トレーサビリティ法への対応が最近の話題です。

今回の震災では、地震そのものよりも津波の被害が大きかったです。場所を移して立て直しが行われたりしたため、現在ではほぼ復旧していますが、仙台空港近くの工業団地では津波による被害が甚大で当社も影響を受けました。物流はもとより通信の影響も出て、データが全く来なくなりました。

今は、ほとんどEDIで情報のやり取りを行っていますので、自社の在庫が把握できない、などということも起こりました。また、直後の発注量が膨大になり、欠品対応に非常に手間がかかりました。特にコンビニエンスストアでは「欠品しない」ことを前提に仕組みが作られています。100%納品が原則ですから、平常時は発注データのみの方通行で出荷データは作成しません。そのため、今回の震災でコンビニエンスストア用に欠品対応のプログラムを開発した企業もあります。欠品報告資料がストックフォームで何箱も出たとか。また発注量に関係なく、1店舗あたり1ケースしか納品しない仕組みなども急遽作って対応しました。

IFRSで当協会の会員が最も懸念を抱いているのは収益認識に関することです。当業界では、ほぼ100%出荷日を基準に売り上げ計上しており、これがIFRSでは着荷日が基準になります。当協会が定めた「日食協フォーマット」には日付項目が複数ありますが、使い方が統一されておらず、当協会のEDIワーキンググループで日付の運用について取りまとめることになっています。

米トレーサビリティ法は話題になっていますが、もともと当業界ではアルコール商品を扱っている企業が多く、データ保存に関しては新たな仕組みをつくるなどの対応は必要ありません。当業界は外箱に原産地表示をしていないメーカーからは別途商品情報と共に原産地情報を入手し、消費者に情報提供できるような体制になっています。ただ、すべての米加工食品メーカーが対応できているかはわかりませんので協会としてメーカーの対応状況を調査して、対応を促しています。



ー御協会の情報システム化の取り組みを教えてください。

竹腰 日本加工食品卸協会では複数の会議体で情報システム化に取り組んでいます。

情報システム研究会は情報交換の場で、参加企業は卸11社に加えJII（ジャパンインフォレックス）さんと、オブザーバーとしてファイネットさんです。メンバーは情報志向型卸売業研5／14シリーズ業界のキーマンに聞く研究会（卸研）や流通BMS協議会、GCIジャパンなどに参加し、それぞれの活動を基本的に月1回報告します。その他に年一回行う情報システム研修会では外部から講師を招き、講演などを行います。最近ではクラウドや環境問題、BCM（事業継続マネジメント）を取り上げました。情報システム研修会には地方からの参加やメーカーさんを含め毎回150名ほどが参加しています。

EDIワーキンググループは前出の「日食協フォーマット」のメンテナンスを行っています。昭和62年に策定されたメーカー・卸間の受発注、出荷などの標準フォーマットで、受発注は非常に普及していますが、まだ事前出荷通知に対応していないメーカーも多く、入荷の際、製造日やロット番号を手入力しなければならないこともあります。事前出荷通知未対応メーカーの商品でもバーコードに日付やロット番号が入っていれば、手入力がなくなりますので卸売業にとっては業務の改善になります。

ー流通BMS導入状況はいかがですか？

竹腰 当協会の情報システム研究会で流BMSを推進しています。実証の頃から参加している企業も多く、各社積極的です。流通BMS協議会においてもすべての部会に参加し、会員に情報を提供するとともに、研修会を定期的に行い導入事例の紹介などを行っています。

伊藤忠食品としては、小売業からの働きかけには対応しています。現在約20社と接続しています。社数は少ないですが、ほとんどが大手ですのでコンビニエンスを除くとデータ量では半分ほどが流通BMSでデータ交換されており、効率化が図れました。通信時間が短くなり、時間に余裕ができることは正確なピッキングにつながります。

ー流通BMS協議会への要望はありますか？

竹腰 2007年にバージョン1.0が公開されてから今年で4年目になりますが、普及のスピードが遅い、という印象です。流通BMS協議会で、小売業のメリットをもっと明確にすることが普及のスピードアップにつながると思います。トップダウンで導入が決まる企業は良いのですが、ボトムアップで考えている企業に対してもっと強くアピールできるポイントが必要です。

また、自社運営型の企業にとって証明書の更新が今後問題になりそうです。伊藤忠食品もまだ接続先が20社程度ですのでそれほど手間ではありませんが、今後接続先が増加することを考慮するとタイミングを合わせるのが難しくなるでしょう。

さらに、標準を乱すような使い方をしている企業があれば、流通BMS協議会として指導してほしいです。項目を標準とは異なる意味で使っていたり、電話発注に対しても出荷データを要求されたり、ということが起きているという話も耳にします。運営委員会や普及推進部会で利用ルールの徹底を図る取り組みが必要かもしれません。

（聞き手：坂本尚登、まとめ：島崎綾子）

平成24年度 税制改正等に関する要望書

－税務問題対応ワーキング・グループ－

第1 事業者間取引における消費税の取り扱いについて

総額表示の義務付けに伴う事業者間取引についての経過措置の継続適用及び税込価格への変更を行う場合の端数処理の方式の統一化をお願いします。

(理由)

1. 平成16年4月1日施行の改正消費税法では、事業者間取引において経過措置として税抜き価格を前提とした改正前の消費税法施行規則第22条第1項の規定を当分の間みとめることとされております。そもそも総額表示の義務付けは、消費者に対する商品等取引価格の表示をその対象とするものであることに加え、今後、消費税率改定や複数税率採用の可能性を勘案した場合に、「税抜き価格」を前提とした値付けについては、現行のコンピュータシステムでは税率を変えるだけで対応できるが、総額表示での「税込価格」を前提とした値付けには膨大な事務量を要する事になります。こうした事から事業者間取引は、本体価格と消費税額を区分表示することを原則とした上記消費税法施行第22条第1項（端数処理）の継続適用をお願いします。
2. 消費税の転嫁は、事業者間で有利不利があってはならず、公正取引確保の観点からも、総額表示の義務付けに伴い税込み価格の設定を行う場合の消費税の1円未満の端数処理方法は四捨五入に統一するようお願いします。

第2 流通業務総合化及び効率化の促進に関する法律の特例措置について

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）に関して、加工食品卸売業者の物流拠点施設につきましても物流業者と同様に法人税・固定資産税の特例措置が受けられますようお願いいたします。

(理由)

1. 加工食品卸売業者が効率的物流と環境負荷の小さい物流体系の実現を目指して自前で業務施設を設ける場合、営業倉庫業者が物流総合効率化法の認定事業として得られる税制特例【①所得税・法人税の割増償却5年間10%②固定資産税・都市計画税課税標準の特例5年間1/2（倉庫）3/4（倉庫付属設備）、5/6（港湾上屋）】が得られず、甚だ不公平な実情にあり早期に是正をお願いします。
加工食品の安定供給の確保と価格の安定を図る為には、物流体制の整備は不可欠であり、政策課題に合致した物流施設の整備は、物流事業者のみが担っているものではなく、食品流通を担う製・配・販3層と物流業者が必要に応じて開発投資しているものと認識され、こうした実情に即した法律の整備が必要である。

以上

第30回 異業種交流委員会開催

－10月5日－

第30回の異業種交流委員会が、平成23年10月5日（水）午後3時より今回の当番幹事団体である全国医療品卸商連合会の会員企業である森川産業(株)の会議室で開催された。

最初に幹事団体を代表して全国医療品卸商連合会会長の岡本正敏氏が開会の挨拶を行い、その後東京医療用品卸商協同組合の小川 實氏の司会進行で議事に入った。

各異業種卸団体から提出された主要な議題としては、①「東日本大震災における危機管理について」全国化粧品日用品卸連合会 ②「平成22年度第5回取引実態調査の結果報告」「米の放射性物質調査の仕組みについて」全国米穀販売事業共済共同組合 ③「セールス研修会報告」「平成21年度大衆薬卸部門経営効率調査について」(社)日本医薬品卸業連合会 ④「小売業の展示会開催についての対応について」東京医療用品卸商協同組合 ⑤「今後の異業種交流委員会の運営について」(社)日本加工食品卸協会であった。

今後の異業交流委員会の運営については、従来経済産業省の流通政策は小売業の水平展開に関連するものが多く、小売団体と定期的に情報交換会を開催してきたが、今後は、サプライチェーンの垂直系の政策にも注力していくので消費財卸団体と広く情報交流を持ちたいとの経済産業省の意向を受けて、異業種交流委員会をその情報交流の場にしてはどうか提言であった。

またその事務局として一般社団法人日本卸売協会にお願いするもの。消費財卸売業団体と流行政の担当課が情報を共有化することは、それぞれの業界にとっても多大なメリットがあるものと考え弊協会から提言したものであるが、それぞれ機関決定が必要になるとの事で、次回開催までに各団体ともに結論を持ち寄り異業種交流委員会としての結論を出すことになった。

次回は平成24年2月2日（木）全国米穀販売事業共済協同組合の当番幹事で開催予定。

支部活動

近畿支部「第6回実務研修会」を共催

－8月19日－

日本加工食品卸協会近畿支部は、8月19日（金）大阪市都島区の太閤園で大阪府食品卸同業会と共催で「第6回実務研修会」を開催した。会には正会員・賛助会員合わせて150社151人が参加した。

今回の研修会は、岡田敏明システムユニ代表取締役を講師に招き「なぜ、今ドラッガーなのか」をテーマに講演会を行った。

冒頭、大阪府食品卸同業会会長の佐藤 進氏



実務研修会 会場

(伊藤忠食品(株))は「この実務研修会は、一昨年は全国卸の営業サポート体制について研修し、昨年は小売業界から講師を招いて小売サイドの話を聞いた。今回で6回目を迎えた。今回は「ドラッガー」を取り上げたが、「なぜ、今ドラッガーなのか考えてみたい。ドラッガーのマネジメントについては、多分に経営に関わるスタンスが強いが、今日は営業マンの立場に立った話を中心にしていただく。皆さんもドラッガーの書物で、心に残った「言葉」があるかと思うが、私は「真摯」という言葉だ。真摯な姿勢・態度が日々の活動を支えると思う。今日の研修会で得たことを明日からの営業活動に役立てて下さい。」と挨拶した。

岡田氏は、映像を交えながら、ドラッガーの思想について触れ、参加者の日々の営業活動のマネジメントの実践、失敗経験から生み出される対応力について語った。

東海支部「第7回商品研修会」開催

－ 9月15日 －

平成23年9月15日(木)に、(社)日本加工食品卸協会東海支部は、「第7回商品研修会」を中部食料品問屋連盟と共催で開催した。

商品研修会は、製造業の原料から製品化に至るまでの過程と開発に対する姿勢、社会貢献についての取り組みなどを勉強することによって、自らの取扱商品に自信を持って販売していくため、商品知識の習得を目的に毎年開催している。

今年度は、会員企業13社43名が参加して、午前7時20分に名古屋駅太閤口へ集合した一同は、(株)日本アクセス中部支社・中島正博商品部長を団長に内堀醸造アルプス工場ならびにマルコメ本社工場を企業訪問した。

内堀醸造アルプス工場では、杉江毅アルプス工場工場長より、基本理念の「酢造りは酒造りから」を基にした酢にするための酒造り(酢もろみ造り)から始まる一貫した生産体制と製造工程の説明を受けた後に工場を見学。マルコメ(株)本社工場では、一條範好常務取締役生産本部本部長の挨拶に続いて藤澤廣取締役営業部長兼国際事業部部長より、味噌という伝統食品を全自動の仕込みラインを始めとしたハイテク化された生産体制ならびに「液みそ」等の新しい価値観を創造する商品の最新鋭生産工場について説明を受けた後に研究所および工場を見学。参加者からは「どちらも醸造という製造方法でありながらも『味噌』と『酢』という全く異なる製品となる工程が理解できて有意義な研修会だった」などの感想が多く寄せられた。



マルコメ本社工場
研修会 会場

食料産業局の設置に当たって

－農林水産省 食料産業局－

謹啓

初秋の候、皆様方におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

9月1日に、農林水産省に食料産業局が設置されました。

新しい局の設置に当たって御挨拶を申し上げます。

先ず、この度の東日本大震災により被災された皆様方に対しまして、慎んでお見舞いを申し上げます。また、食料支援への御協力に対し改めて感謝いたしますとともに、食料産業局の総力を挙げて被災地の復旧・復興に取り組んでいく決意であることを申し上げます。

この度設置された食料産業局は、「食」や「食を生み出す農山漁村の自然や環境」に関連する事業を幅広く所管し、産業としての育成を図るための組織です。

当然のことながら、従来、総合食料局が担当してきた食品産業分野が食料産業局が担当する分野の重要な一翼を占めることは言うまでもなく、成長力と信頼性の高い食品産業を目指して積極的に取り組んでまいります。

また、農山漁村には、食料としての農林水産物のもとより、土地、水、風、熱、生物資源、歴史・文化等の豊富な資源が存在します。しかしながら、これらを十分に生かした政策運営が行われてきたとは言い難く、また、各分野を結合したところから生まれる「イノベーション」を起こすことへの取組が不十分であったと言わざるを得ません。このため、それらを活用した新しい産業を創出・育成し、農山漁村に雇用と所得を生み出すとともに、生産者と消費者の絆を強めることも新しい局の重要な課題と考えております。すなわち、6次産業化、輸出、再生可能エネルギー、バイオマス、知的財産、異分野連携、観光、物流、医療等といった、既存の枠組みを超えた分野でのチャレンジの推進が、この新しい組織の任務です。

新しく発足した食料産業局には、当面、食と農林漁業の再生実現会議が8月2日に取りまとめた中間提言のうち、いくつかの重要な部分を実行に移すことが求められています。それは、中間提言によって明らかにされた農林漁業再生のための七つの戦略のうち、「6次産業化・成長産業化・流通効率化」（戦略2）及び「エネルギー生産への農山漁村の資源活用」（戦略3）です。具体的には、6次産業化の推進、事業者の資本力増強のためのファンド、日本食品への信頼を回復し輸出を再拡大するための輸出戦略の見直し、食の安全確保、地理的表示の保護、分散型エネルギーシステムの実現に貢献する再生可能エネルギーの導入促進などの対応が求められています。

これらの課題や今後生じるであろう諸課題にしっかりと取り組むことを通じて、食料産業局に課せられた大きな責務を果たし、我が国の農林水産業や農山漁村の持つ大切な価値を未来に継承していくことで国民の皆様方の期待に応えてまいりたいと考えております。また、業務の推進に当たっては、食品安全を第一義の課題とするとともに、「イノベーション」や「革新」の思想をもって、また、国民視線に立って努力していききたいと考えております。

皆様方におかれましては、これまで以上に御支援・御協力・御指導を賜りますようお願い申し上げます、新局設置に当たっての御挨拶とさせていただきます。

平成23年9月吉日

農林水産省食料産業局長

審議官

総務課長

再生可能エネルギーグループ長

企画課長

食品企業行動室長

商品取引グループ長

新事業創出課長

種苗審査室長

産業連携課長

輸出促進グループ長

バイオマス循環資源課長

バイオマス事業推進室長

食品産業環境対策室長

食品小売サービス課長

外食産業室長

食品製造卸売課長

卸売市場室長

針原 寿朗 (はりはら ひさお)

櫻庭 英悦 (さくらば えいえつ)

大内 秀彦 (おおうち ひでひこ)

信夫 隆生 (しのぶ たかお)

國井 聡 (くにい さとし)

神井 弘之 (かみい ひろゆき)

得田 啓史 (とくだ けいしい)

遠藤 順也 (えんどう じゅんや)

植木 隆 (うえき たかし)

新井ゆたか (あらい ゆたか)

小島 吉量 (こじま よしかず)

野津山喜晴 (のづやま よしはる)

山田 耕士 (やまだ こうじ)

佐竹 健次 (さたけ けんじ)

池渕 雅和 (いけふち まさかず)

山口 靖 (やまぐち やすし)

植村 悌明 (うえむら ともあき)

長井 俊彦 (ながい としひこ)

〒100-8950

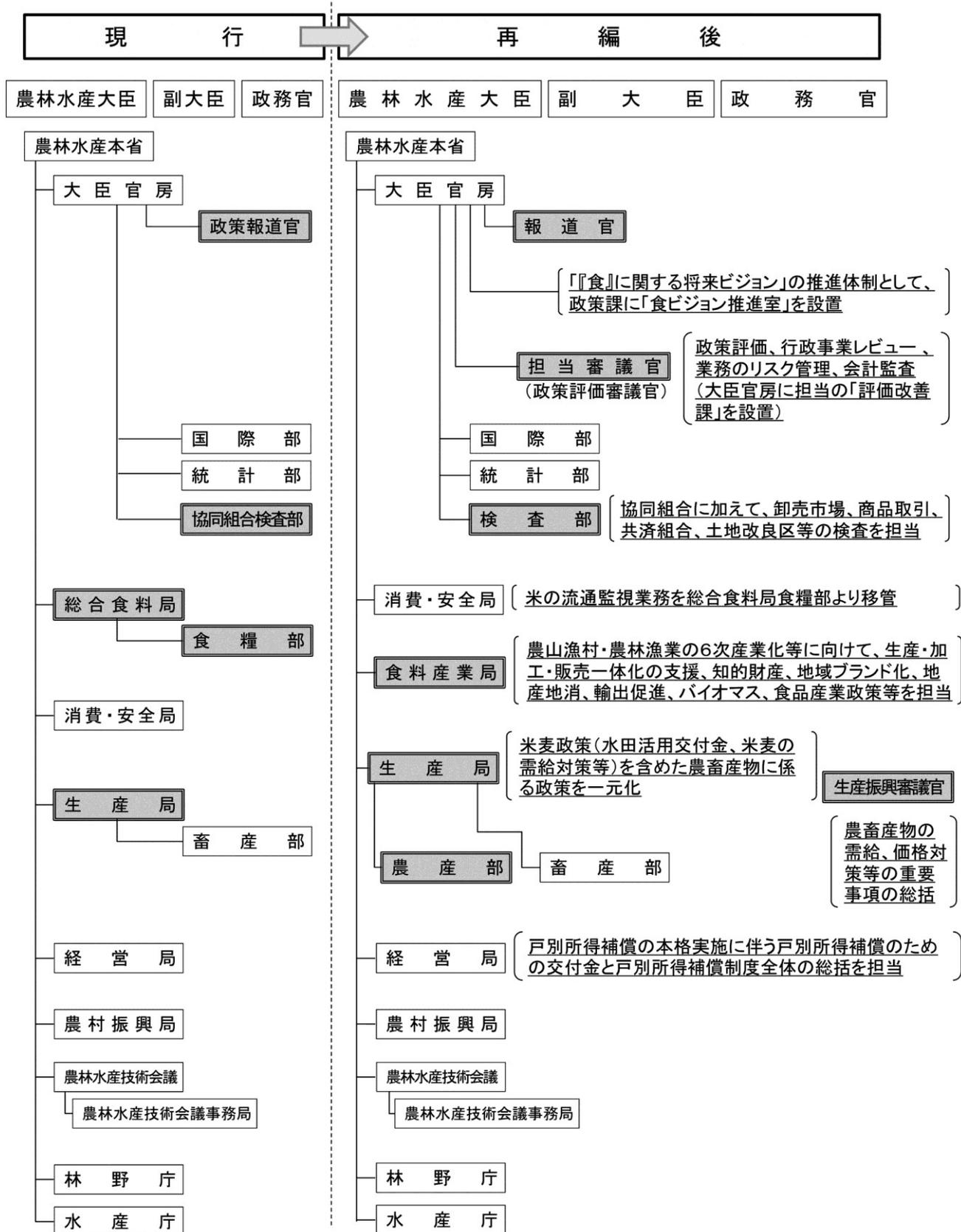
東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号 代表：(03)3502-8111

農林水産省 食料産業局

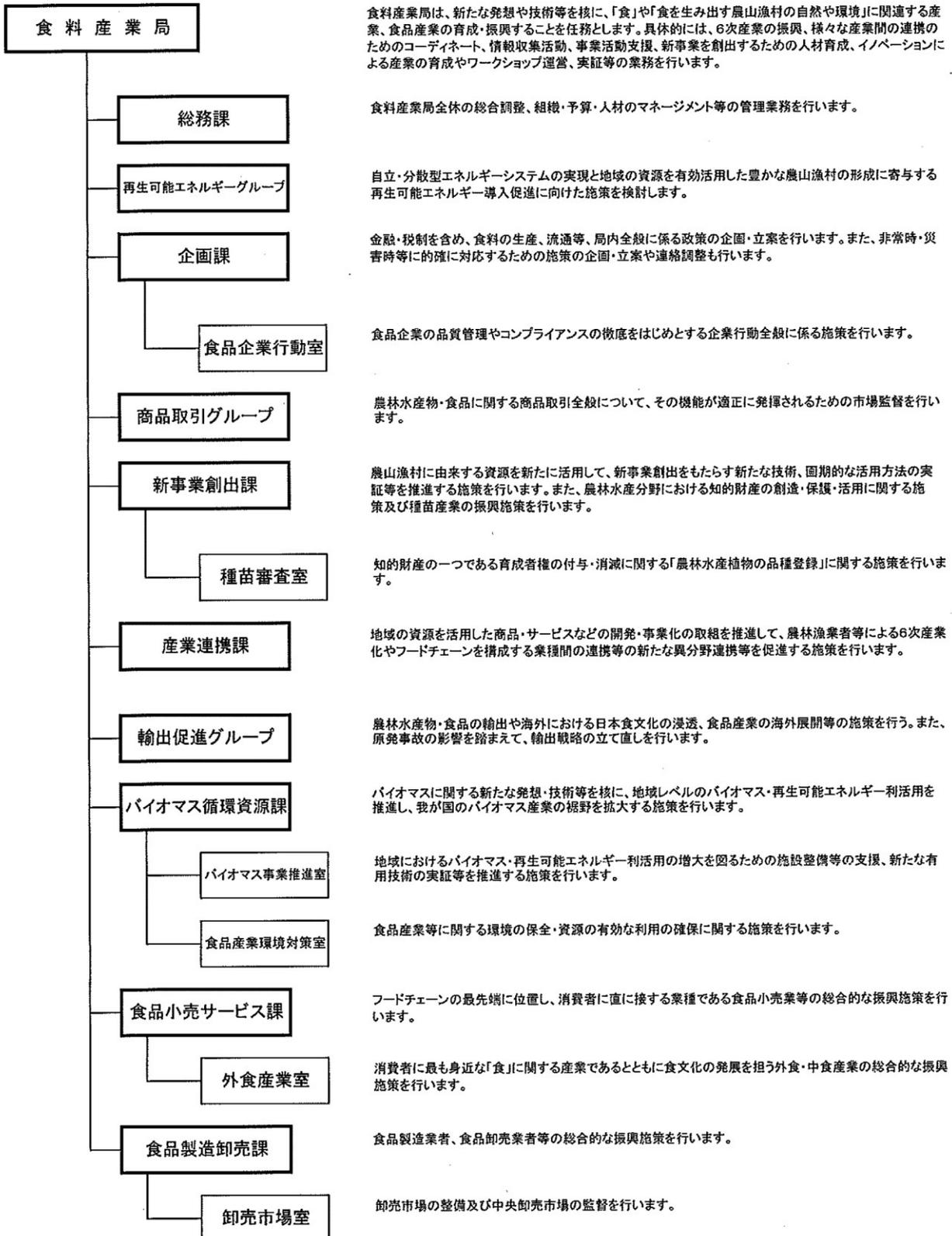
総務課	(03) 3502-7568
再生可能エネルギーグループ	(03) 6744-1507
企画課	(03) 3502-5742
食品企業行動室	(03) 6744-2397
商品取引グループ	(03) 3502-2126
新事業創出課	(03) 6738-6169
種苗審査室	(03) 6738-6448
産業連携課	(03) 6738-6473
輸出促進グループ	(03) 3502-3408
バイオマス循環資源課	(03) 6738-6477
バイオマス事業推進室	(03) 6738-6479
食品産業環境対策室	(03) 6744-2067
食品小売サービス課	(03) 3502-5744
外食産業室	(03) 3502-8267
食品製造卸売課	(03) 3502-8237
卸売市場室	(03) 3502-8237

農林水産省本省の組織再編 I

〔本年9月1日実施〕



農林水産省食料産業局組織図



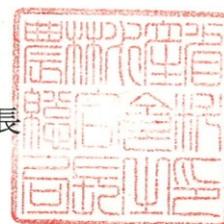
電気事業法第27条に基づく電気の 使用制限の緩和等について

—農林水産省総合食料局長—

23 総合 1153 号
平成 23 年 8 月 30 日

社団法人日本加工食品卸協会 御中

農林水産省総合食料局長



電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和等について

日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今夏の電力需給対策につきましては、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）に基づき、節電の取組を推進しているところですが、新潟・福島豪雨の影響により停止していた水力発電所の一部復旧による供給力の増加など、今後の東北電力及び東京電力管内の需給状況を踏まえ、8月29日の「第2回電力需給に関する検討会合」（座長：枝野官房長官）において、別添の「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について」が決定されたところであります。

その内容については、

- ① 東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の被災地に対しては、本年9月2日をもって電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置を終了する。
- ② 上記被災地以外の東京電力管内の電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、本年9月9日をもって終了する。
- ③ ただし、使用制限措置終了後も、昨年ピーク比15%の需要抑制の努力目標は残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。となっております。

貴団体におかれましては、東北電力及び東京電力管内の貴団体会員企業に対し、上記の内容を周知いただくとともに、それぞれの業界・企業において引き続き節電への御協力いただきますようお願い申し上げます。

電気事業法27条に基づく電気の使用制限の緩和等について

平成 23 年 8 月 29 日
電力需給に関する検討会合

新潟・福島豪雨の影響により停止していた水力発電所の一部が9月5日の週にも復旧する見込みとなったことによる供給力の増加など、今後の東北電力管内・東京電力管内の需給状況を総合的に勘案し、両電力管内における電気の使用制限について、以下のとおり緩和する。(30日に発表予定。)

記

1. 被災地の適用除外

- 被災地^(注1)に対しては、9月2日(金)をもって、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置を終了する(5日以降は適用しない)^(注2)。

(注1)東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域

(注2)現行の電気の使用制限措置の期限

東京電力管内: 9月22日まで

東北電力管内: 9月9日まで

2. 東京電力管内の前倒し終了

- 東京電力管内の電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、9月9日(金)をもって終了する(22日(月)から、2週間前倒し)。

ただし、使用制限終了後も、昨年のピーク比15%の需要抑制を求める努力目標は残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。^(注3)

(注3)「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定)においては、9月末日まですべての需要家が一律▲15%の目標の下に需要抑制に取り組むこととされている。

(参考1)被災地の適用除外

- 被災地に対する電気の使用制限の緩和については、かねて検討を行ってきたが、新潟・福島豪雨の被害により、東北電力管内で十分な供給力が確保できなくなったため、実施を見合わせていた。
- こうした中、豪雨で停止していた水力発電所の一部が(20万 kW 程度)が、9月5日の週にも運転を開始する見込みとなった。
- この結果、東北電力管内の被災地について使用制限の適用除外を行ったとしても、東北電力の予備率はプラスを維持できることが確認された(1.2%)。

(参考)東京・東北電力管内で被災地の適用除外を行った場合の需給バランス

(東京電力)

最大需要 4,958 万 kW(4,890 万 kW^(注1)+適用除外による需要増 68 万 kW^(注2))
供給力 5,430 万 kW(東北電力へ 140 万 kW 融通後)
予備率 9.5%

(東北電力)

最大需要 1,287 万 kW(1,210 万 kW^(注1)+適用除外による需要増 77 万 kW^(注2))
供給力 1,303 万 kW(第2沼沢発電所の一部 23 万 kW を含む)
予備率 1.2%

(注1) 今夏の需要動向から推計した、27条に基づく使用制限や節電の効果を織り込んだ9月第2週(9/3~9/9)の最大需要(H1)

(注2) 適用除外で上乗せされる可能性のある27条による使用削減量の最大値

(参考2)東京電力管内での前倒し終了

- 今夏の需給実績を踏まえて再精査したところ、以下のよう
に十分な供給予備力が確保できる見通しが立ったこと
から、9月22日(木)まで予定していた使用制限を、9日
(金)で終了する。

(参考)27条による使用削減量の最大値が上乗せされた場合の需給バランス
(万 kW、%)

	9/10-16	9/17-23	9/24-30
東京電力 (予備率)	5,006 (8.3%)	4,967 (6.3%)	4,527 (14%)
東北電力 (予備率)	1,220 (8.6%)	1,190 (11%)	1,080 (6.0%)
2社の合計 (予備率)	6,226 (8.3%)	6,157 (7.3%)	5,607 (12%)

電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和について

平素より節電への御理解・御協力をいただき、御礼を申し上げます。

今般、電力需給に関する検討会合が開催され、東北電力管内・東京電力管内の需給バランスが改善していることや、被災地の方々からの早期終了を求める声があることを踏まえ、

- ① 9月2日（金）を最後に、東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること、
 - ② 9月9日（金）を最後に、東京電力管内に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること、
- が決定されました。

1. 緩和内容

①について

- ・ 東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地（下記参照）に所在する大口需要家（契約電力500kW以上）の方々については、9月2日（金）を最後に、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了します（9月5日（月）からは適用除外とします）。

<東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地>

- 青森県八戸市、上北郡おいらせ町
- 岩手県全市町村
- 宮城県全市町村
- 福島県全市町村
- 新潟県新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、十日町市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町、中魚沼郡津南町
- 茨城県日立市、ひたちなか市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、鉾田市、行方市、つくば市、土浦市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、石岡市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、筑西市、常総市、桜川市、下妻市、北相馬郡利根町、久慈郡太子町、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、那珂郡東海村

- ▶ 栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
- ▶ 千葉県浦安市、我孫子市、香取市、旭市、習志野市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区

②について

- ・ 上記被災地以外の東京電力管内（栃木県の一部、群馬県、茨城県の一部、埼玉県、千葉県の一部、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部（富士川以東））に所在する大口需要家の方々については、9月9日（金）を最後に電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了します（22日（木）から約2週間の前倒し）。
（注）被災地以外の東北電力管内（青森県の一部、秋田県、山形県、新潟県の一部）に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限については、従来どおり9月9日（金）までとします。

（注）節電のお願いについて

- ・ 今般の緩和措置によって、①については9月2日（金）を最後に、②については9月9日（金）を最後に、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限が解除されることとなりますが、9月中下旬に残暑が戻る可能性もあることから、使用制限解除後も15%の需要抑制は努力目標として残すこととします。ただし、気温も下がってくることから、国民生活及び経済活動に支障がなく、無理をしない範囲で節電に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2. 諸手続

①・②共通

- ・ 9月5日付で「使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成23年経済産業省令告示第126号）」を改正するため、大口需要家の方々に申請手続等を行っていただく必要はございません。

（注）共同使用制限スキームを活用している場合について

- ・ 東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々と共同使用制限スキームを活用している大口需要家の方々は、東北経済産業局・関東経済産業局に御提出いただいた「電力共同抑制申請書」に記載した予定どおりに電気の使用をしてください。今般の緩和措置を踏まえ、電力共同抑制申請書の変更申請をしていただく必要はございません。

東日本大震災により運用が緩和されていた 「JAS法」、「食品衛生法」の緩和措置が変更

—消費者庁・農林水産省—

JAS法の運用に係る通知の取扱いについて

①の通知については、平成23年7月31日をもって廃止する。

ただし、震災地域内で販売される以下に該当する食品であって、同年10月31日まで製造又は輸入されるものについては、取締りの対象としないようお願いする。

- ① 当該食品の一括表示欄の記載順違いなど消費者の誤認を招かない軽微な違いであって、
- ② 食品に近接したPOPや掲示により、本来表示すべき内容を商品選択の際に消費者が知ることができるようにしているもの。

①

JAS法の運用について

農林水産省3/14

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、被災地への食料の円滑な供給が最重要課題となっている。

JAS法においては、

- ① 無償供与など販売以外の授与が行われる飲食料品について、表示義務の対象としていないところであるが、
- ② 震災地域で販売される飲食料品についても、震災地域への食料の円滑な供給を最優先するため、当分の間、取締りの対象としないこととするので、震災地域への食料の円滑な供給方よろしく願います。

②及び③の通知については、平成23年8月15日をもって廃止する。ただし、やむを得ず、同年8月15日時点で既に表示がなされた容器包装を用いて、同年10月31日までに製造又は輸入されるものについては、この限りではないこととするようお願いする。

②

加工食品に伴うに係るJAS法の運用について

消費者庁・農林水産省3/29

震災地域にも相当量を供給している加工食品であって、今般の地震によりやむを得ない理由で当該製品の原材料を緊急に変更せざるを得ないものについて、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売する際の包材の変更が一時的に追いつかない場合があり得る。

この場合において、

- ① 当該製品の一括表示欄の原材料の記載順違いなど消費者の誤認を招かない軽微な違いであって、
- ② 製品に近接したPOPや掲示により、本来表示すべき内容を商品選択の際に消費者が知ることができるようにしているものについては、当分の間、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の取締りの対象としないこと

とするので、震災地域への食料の円滑な供給方よろしく願います。

3

JAS法に基づく品質表示基準の経過措置の運用について

消費者庁・農林水産省3/24

表示基準の改正の経過措置については、平成23年3月31日をもって、その移行期間が終了するところであるが、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じていることを踏まえ、当該改正に関しては、改正前の旧規定による表示があったとしても、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととするので、その旨ご了承ください。

23年3月31日に経過措置が終了する品質表示基準

乾めん類・即席めん・ベーコン類・ハム類・プレスハム・混合プレスハム・ソーセージ・混合ソーセージ・魚肉ハム及び魚肉ソーセージ・しょうゆ・特殊包装かまぼこ類・風味かまぼこ

④の通知については、平成23年8月15日をもって廃止する。ただし、同年8月15日時点で既に契約がなされており、かつ、同年10月31日までに製造又は輸入されるものについては、この限りではないこととするようお願いする。

4

容器入り飲料水に係るJAS法の運用について

消費者庁・農林水産省3/25

東北地方太平洋沖地震に伴い、容器入り飲料水（ミネラルウォーター類）の需要の増加が想定されることを踏まえ、

- ① 消費者の誤認を招くような表示をしておらず、
- ② 表示責任者（製造業者、輸入業者等の名称・住所）、原産国（輸入品の場合）等を、製品に近接したPOPや掲示により商品選択の際に消費者が知ることができるようにしているものについては、当分の間、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の取締りの対象としないこととする。

食品衛生法の運用に係る通知の取扱いについて

①及び②の通知については、平成23年7月31日をもって廃止する。ただし、震災地域内で販売される以下に該当する食品であって、同年10月31日まで製造又は輸入されるものについては、取締りの対象としない。

- ① 例示すべき調味料の名称の違いなど、消費者の誤認を招かず、かつ、公衆衛生の見地から問題が生じない軽微な違いであって、
- ② 製品に近接したPOPや掲示により、本来表示すべき内容を消費者が知ることができるようにしているもの。

①②

食品衛生法に基づく表示基準の運用について

消費者庁 3 / 16.18

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、被災地への食料の円滑な供給が最重要課題となっていることから、食品の販売・授与の態様や現場の衛生状態等を総合的に勘案し、公衆衛生が十分に確保されると判断される場合には、震災地域で販売・授与される食品については、必ずしも義務表示事項のすべてが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととするので、適切な対応方よろしく願います。

③（なお書きを除く。）の通知及び④の通知については、平成23年8月15日をもって廃止する。ただし、やむを得ず、同年8月15日時点で既に表示がなされた容器包装を用いて、同年10月31日までに製造又は輸入されるものについては、この限りではない。

③の通知のなお書きについては、同年8月15日をもって廃止する。ただし、同年8月15日までに届出されたものであって、同年10月31日までに製造されるものについては、この限りではない。

③

食品衛生法に基づく表示基準の運用について（追加）

消費者庁 3 / 2 9

震災地域にも相当量を供給している食品であって、今般の地震によりやむを得ない理由で当該製品の原材料を緊急に変更せざるを得ないものについて、震災地域の供給増等により震災地域以外で販売・授与する際の包材の変更が一時的に追いつかない場合があり得る。

この場合において、当該製品の調味料の配合割合を変更した際などに、

- ① 例示すべき調味料の名称の違いなど、消費者の誤認を招かず、かつ、公衆衛生の見地から問題が生じない軽微な違いであって、
- ② 製品に近接した POP や掲示により、本来表示すべき内容を消費者が知ることができるようにしているものについては、義務表示事項が表示されていなくとも、当分の間、食品衛生法の取締りを行わなくても差し支えないこととするので、適切な対応方よろしく願います。

なお、上記のほか、委託先の製造者や製造所を変更する場合にあっては、別添届出様式を用いて消費者庁食品表示課へ届け出ることにより、表示された製造所の所在地及び製造者の氏名と実際の製造所の所在地及び製造者の氏名が異なることとなっても差し支えないこととするので、御了知願いたい。

④

食品衛生法に基づく表示基準（新たに添加物として取り扱う加工デンプン）の経過措置について

消費者庁 3 / 24

食品衛生法に基づく表示基準の改正の経過措置については、平成23年3月31日をもって、その移行期間が終了するところであるが、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じていることを踏まえ、当該改正に関しては、改正前の旧規定による表示があったとしても、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととする。

⑤の通知については、平成23年8月15日をもって廃止する。ただし、同年8月15日までに届出がされたものであって、同年10月31日までに製造されるものについては、この限りではない。

5

製造所固有記号の表示の運用について

消費者庁3/24

製造所固有記号の取扱いの特例として、当面の間、下記の通り取り扱うこととしたので、ご承知願いたい。記 1.工場（製造所）の変更に伴う特例 2.新たな記号の届出の特例

⑥の通知については、平成23年8月15日をもって廃止する。ただし、・輸入品にあつては、同年8月15日時点で既に輸入契約がなされており、かつ、同年10月31日までに輸入されるもの・国産品にあつては、同年8月15日までに製造契約がなされた上で、製造所に関する情報を届出があったものであって、同年10月31日までに製造されるものについては、この限りではない。

6

容器入り飲料水に係る食品衛生法に基づく表示基準の運用について

消費者庁3/25

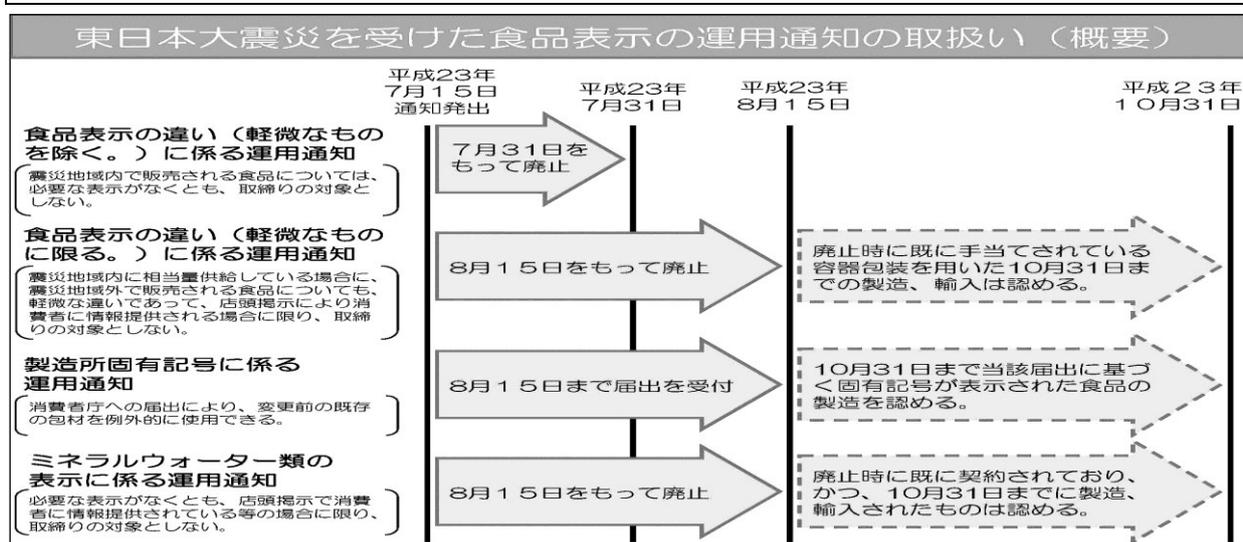
東北地方太平洋沖地震に伴い、容器入り飲料水（ミネラルウォーター類）について、

- ① 消費者の誤認を招くような表示をしておらず、
- ② 殺菌又は除菌を行わないものにあつてはその旨等を、製品に近接したPOPや掲示により消費者が知ることができるようにしているものについては、義務表示事項が表示されていなくとも、当分の間、食品衛生法の取締りを行わなくても差し支えないこととするので、適切な対応方よろしく願います。

なお、国内において製造される商品については、別添届出様式を用いて製造者に関する情報を消費者庁食品表示課へ届け出させるとともに、当該情報を商品に表示させることとされたい。

また、掲示等には、消費者への適切な情報提供の観点から、硬水・軟水の別（日本ミネラルウォーター協会ホームページ参照）を併せて表示することが望ましい旨、併せて周知されたい。

東日本大震災を受けた食品表示の運用通知の取扱い(概要)



食品表示に関する制度について

平成23年 8月

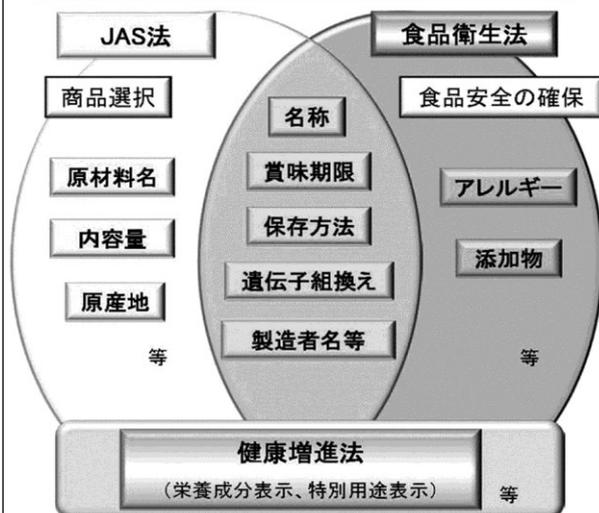
— 消費者庁 食品表示課 —

食品表示に関する制度

食品表示に関し、消費者庁(食品表示課)が担当する法律には、次のようなものがある。

- 食品衛生法…………… 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること
- JAS法…………… 原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること
- 健康増進法…………… 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること
- 米トレーサビリティ法…米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するとともに産地情報を伝達すること

JAS法、食品衛生法及び健康増進法の関係



実際の表示例

名 称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かにえびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内 容 量	81g 賞味期限 この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販 売 者	39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)	
エネルギー	483 kcal
たんぱく質	3.8 g
脂 質	35.3 g
炭水化物	37.6 g
ナトリウム	330 mg
食塩相当量	0.8 g

※栄養成分表示は任意

※このほか、景品表示法(虚偽、誇大な表示の禁止)、不正競争防止法(不正な競争の防止)、計量法(適正な計量の実施を確保)なども食品表示に関係します。

2

食品表示の基準について

JAS法

すべての飲食物品の品質に関する表示について、製造業者等が守るべき基準を定める。

生鮮食品品質表示基準	加工食品品質表示基準
野菜や果物などの農産物、肉や卵などの畜産物、魚や貝などの水産物で加工していないもの。	生鮮の農産物などの原料を加工して製造された飲食物品。
<ul style="list-style-type: none"> 玄米及び精米品質表示基準 水産物品質表示基準 しいたけ品質表示基準 計3品目	個別品目ごとの品質表示基準(例)野菜冷凍食品、農産物漬物、うなぎ加工品、ソーセージ等 46品目

遺伝子組換え食品品質表示基準
大豆、とうもろこし等の遺伝子組換え農産物とその加工食品については、「遺伝子組換え」等の表示を義務づけ

健康増進法

国民の健康増進を総合的に推進するため、特別用途の表示、栄養成分に関する表示の基準を定める。

特別用途表示	特別用途食品
特定保健用食品(個別許可型) ○特定の保健の用途の表示(便通、血糖値、血圧、コレステロール、歯・骨、中性脂肪 etc.) ・栄養成分量、一日摂取目安量 ・バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言、注意事項 H23.7.28現在 953件	○特別の用途の表示(許可基準型、個別評価型) ・病者用食品 ・妊産婦、授乳婦用粉乳、乳児用調整粉乳、えん下困難者用食品 H23.6.23現在 40件

・栄養成分含有表示
・栄養成分機能表示
・注意喚起表示

栄養表示基準	栄養機能食品(規格基準型)
任意表示 (熱量+主要栄養成分+表示希望成分)	(ビタミン12成分、ミネラル5成分)

食品衛生法

販売の用に供する食品・添加物に関する表示の基準を定める。

表示対象品目	食品衛生法施行規則(別表3)
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(第7条) 牛乳、バター、チーズ、アイスクリームなど、乳、乳製品及びこれらを主原料とする食品	・マーガリン ・清涼飲料 ・食肉製品 ・食肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコン ・冷凍食品 ・容器包装詰加圧加熱殺菌食品 ・食肉、切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの ・容器包装に入れられた加工食品等

米トレーサビリティ法

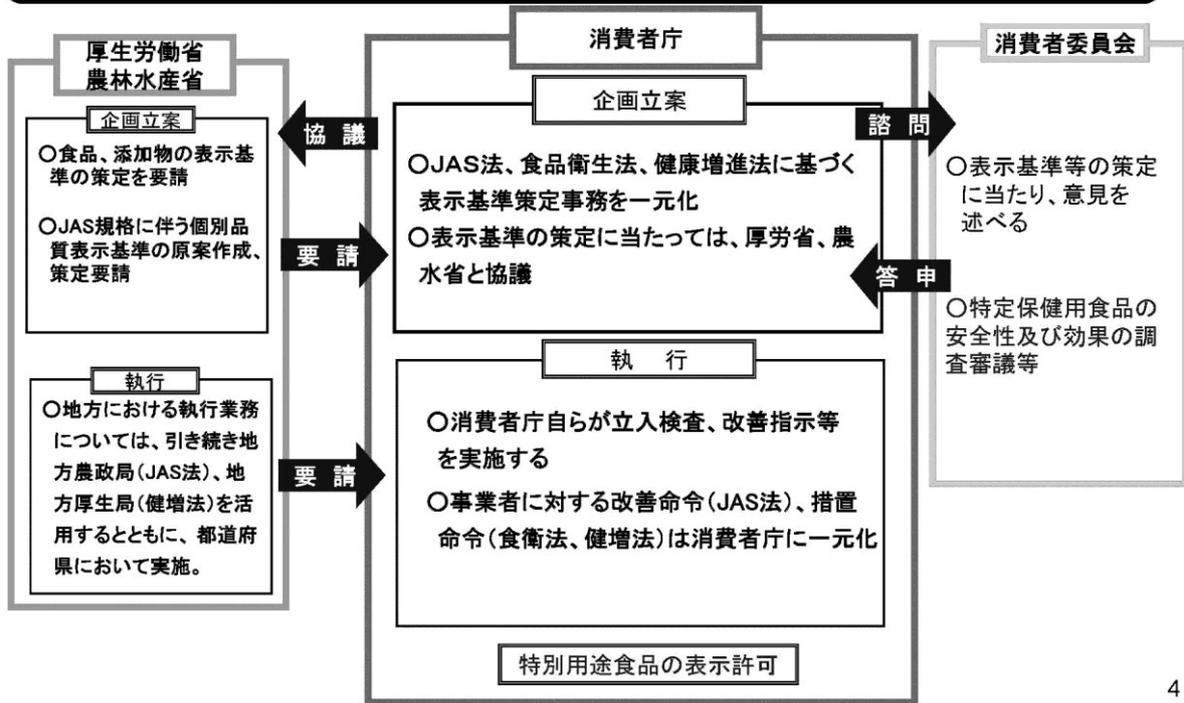
対象となる米穀等を一般消費者に販売又は提供するときは、米穀事業者等は、米穀の産地情報の提供をしなければならないこととする。

対象品目	除外品目
・米穀(もみ、玄米、精米、砕米) ・米粉、米粉調製品等 ・米菓生地 ・米こうじ ・米飯類: 各種弁当、各種おにぎり、赤飯、おこわ、包装米飯、発芽玄米、寿司、チャーハン、オムライス、ドリア等(いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。) ・もち、だんご、米菓 ・清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりん	米穀及び米穀を原材料とする飲食物品。ただし、飼料用、バイオエタノール原材料等の非食用に供されるものを除く。

3

現在の食品表示業務について

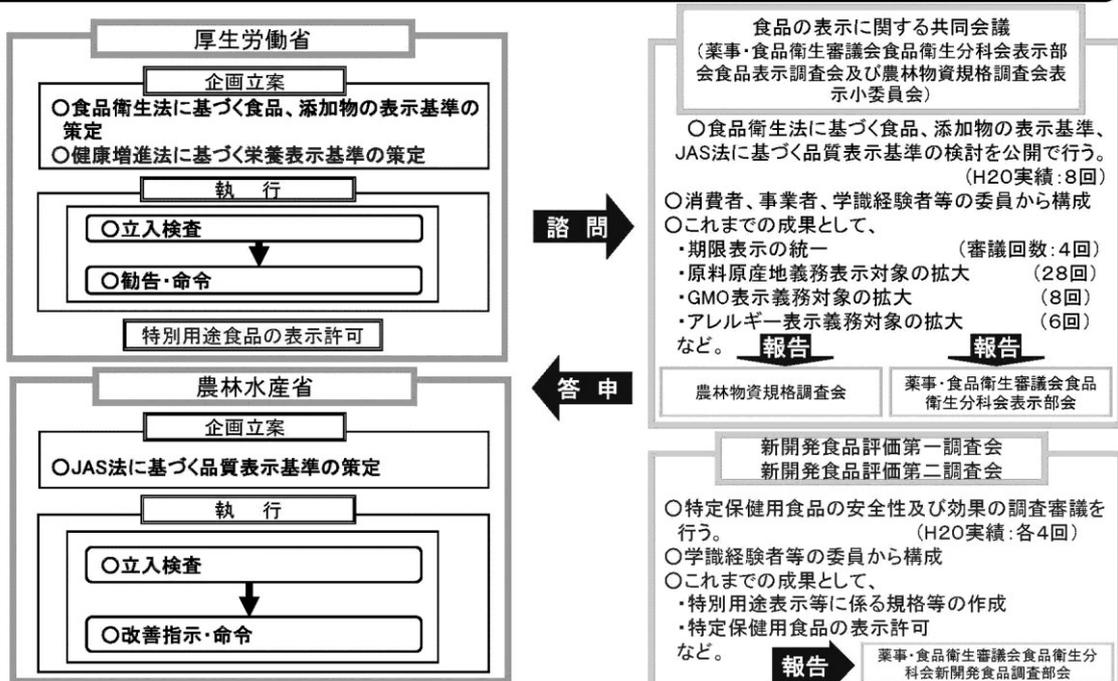
- 消費者庁では、JAS法、食品衛生法、健康増進法の表示規制にかかる事務を一元的に所掌。
- 表示基準等の企画立案は消費者庁が担当。
- 執行業務は関係省庁と連携して実施。



4

(参考)消費者庁設立以前の食品表示業務について

- 食品衛生法、JAS法に基づく表示基準等については、厚生労働省・農林水産省が連携して「食品の表示に関する共同会議」を開催し、審議。
- 健康増進法に基づく表示基準については、薬事・食品衛生審議会において審議。



5

消費者委員会の審議事項について

- JAS法、食品衛生法に基づく表示基準等の立案に当たっては、消費者委員会の意見を聴いて策定。
- 健康増進法に基づく特定保健用食品の表示許可については、消費者委員会において調査審議。

<主な審議事項>

食品表示部会

○部会の所掌:

- ① 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定める際に、意見を述べること。
- ② JAS法に基づき内閣総理大臣が、飲食物品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- ③ その他食品の表示に関すること。

○最近の審議事項:

- ・JAS法に基づく個別品質表示基準の改正(チルドハンバーグ、チルドミートボール、乾めん類、玄米及び精米ほか)
- ・遺伝子組換えパパイヤの表示義務化
- ・食品添加物の指定に伴う食品衛生法施行規則の改正
- ・加工食品の原料原産地表示の対象拡大(黒糖及び黒糖加工品、こんぶ巻)

○調査会の設置:

原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会を置き、原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や、対象品目の候補の選定方法などについて検討。(平成22年12月設置)

新開発食品調査部会

○部会の所掌:

- ① 健康増進法の規定に基づき、販売の用に供する食品につき、内閣総理大臣が特別の用途に適する旨の表示しようとする者に当該表示の許可を行うときに、内閣総理大臣の求めを受けて調査審議する。
- ② 特別用途食品について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときに、内閣総理大臣の求めを受けて調査審議すること。

○調査会の設置:

新開発食品評価第一調査会及び第二調査会を置き、個別の許可申請について、有効性、安全性その他の要件を審査。

その他、特定保健用食品の表示許可制度専門調査会を置き、特定保健用食品の表示許可制度の在り方などについて検討。(平成23年1月設置)

6

食品表示に関する国際的ルール

OWTOのTBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)では、加盟国が強制規格を策定するとき、関連する国際規格が存在する場合には、強制規格の基礎として用いることとされている。食品表示については、FAO/WHO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)が定める規格が国際規格として認識されている。

○消費者庁は、コーデックス委員会のうち、主として食品表示部会(CCFL)および栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)に参加。

食品表示部会(CCFL)

【目的】 食品表示に関する「定義」と「適用条件」の決定

【スケジュール】

2011年5月、ケベックシティ(カナダ)において第39回CCFL開催。

【CCFLにおける主なトピック】

- 遺伝子組み換え技術由来食品・原材料の定義について
- 遺伝子組み換え技術由来食品・原材料の表示方法について
- 2004年にWHO総会にて採択された、「生活習慣病の疾病率と死亡率の低減を目指した取組のための戦略(WHO世界戦略)」の実施に適した表示規定の策定について
 - ・ナトリウムの表示方法
 - ・栄養強調表示

栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)

【目的】 表示内容の科学的根拠の確立

【スケジュール】

2011年11月、バード・ゾーデン・アム・タウヌス(ドイツ)において第33回CCNFSDU開催。

【CCNFSDUにおける主なトピック】

- コーデックス「栄養表示に関するガイドライン」における栄養参照量(NRVs)の追加/改定について
- 食事や栄養に関する非感染性疾患(糖尿病や心疾患など)のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs)について

等

等

<コーデックス委員会とは?>

FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)によって、1962年に設立。消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保を目的とし、参加国の協議のもと、様々な規格の制定を行う。日本は1966年に加盟。

<食品表示に関する主なコーデックス規格>

- ・包装食品の表示に関するコーデックス一般規格[CODEX STAN 1-1985]
- ・強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン[CAC/GL 1-1979]
- ・栄養表示に関するガイドライン[CAC/GL 2-1985]
- ・栄養及び健康強調表示に関するガイドライン[CAC/GL 23-1997]

食品表示監視協議会の連携促進について

食品表示連絡会議(国レベル)

地方段階での「食品表示監視協議会」設置等の対応が円滑に実施されるよう設置。

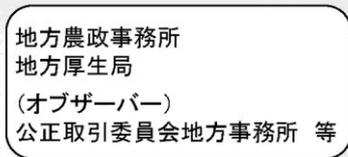


円滑な実施のためのサポート等

食品表示監視協議会(地方レベル)



関係する都道府県の機関



国の出先機関

不適正な食品表示に対する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとる。

第5回 食品表示連絡会議(平成22年5月25日)

消費生活センターをはじめとする地域の人材育成を図るため、研修を充実強化していくこと等を内容とする食品表示監視協議会の強化に向けた今後の取組方針を確認。

第6回 食品表示連絡会議(平成23年6月29日)

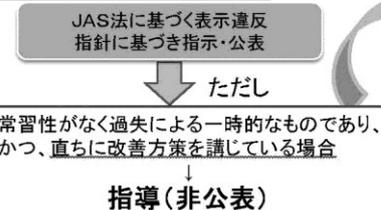
多数の食品表示監視協議会において積極的に研修会を開催。28回の開催で、約1,000人が受講したことを確認。

地域	回数	受講者数(人)
北海道	1	8
関東	6	161
近畿	6	366
中国四国	3	162
九州	12	285
合計	28	982

JAS法に基づく指示・公表の指針の運用について

- 国におけるJAS法に基づく指示・公表については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第1項及び第2項の規定に基づいて定められた飲食物品の品質表示基準の違反に係る同法第19条の14の指示及び指導並びに公表の指針」(平成21年1月29日農林水産省食品の信頼確保・向上対策推進本部決定。以下「指針」という。)に基づき違反事業者に対し措置を講じている。
- 平成22年10月に、「指示・公表」でなく「指導」とどめる条件として、従来の表示の是正に加えて、事実と異なる表示があった旨を、事業者が速やかに消費者へ情報提供することを求めることとし、平成23年1月1日より、運用開始。

指示・公表、指導のルール



○改善内容

現行の運用では、事実と異なる表示に基づいて購入した消費者に対して、表示が誤りであったことを知らせる機会がないため、指針における改善方針に要件を追加

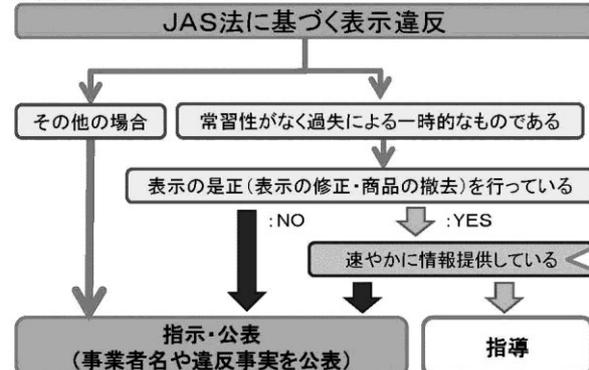
「直ちに改善方を講じている場合」の「改善方針」について

表示の是正(表示の修正・商品の撤去)を行っていること

事実と異なる表示があった旨を、社告、webサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、消費者に対して速やかに情報提供していること

「常習性がなく過失による一時的なものである」であっても、「直ちに改善方を講じている」と認められない場合には指示・公表を行う

○今後の運用イメージ



情報提供の例(事実と異なる表示に基づいて購入した消費者に対して、情報提供できる方法を的確に選択)

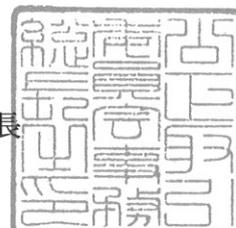
- ・違反が認められた店舗等内での掲示やwebサイトにて、2週間以上告知
- ・一般日刊紙に社告を少なくとも1回掲載
- ・相手を特定できる場合には、Eメール、ファクシミリ、郵送、チラシ等により告知
- ・その他確実に情報提供できる手法による告知

下請取引適正化推進月間の実施について

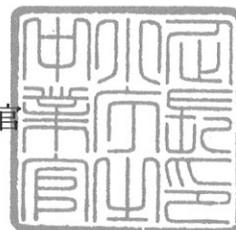
公取企第54号
平成23・08・22中庁第1号
平成23年10月3日

親事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長



中小企業庁長官



下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

さて、我が国の景気は、電力供給の制約や原子力災害の影響、海外景気の下振れ懸念に加え、為替レート・株価の変動等によっては、景気が下振れするリスクが存在している状況にあり、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られております。このため、公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等に努めているところであります。

このような状況の下、本年度においても、11月を「下請取引適正化推進月間」とし、別添実施方針及び講習会募集要領に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等においてそれぞれ下請取引適正化推進講習会等を実施することといたしましたので、引き続きこれに関する広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

(別 添)

「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

平成23年10月
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の「下請取引適正化推進月間」においては下記の事業を行う（詳細は別紙参照）。

記

- 1 47都道府県（60会場）において、親事業者の下請取引担当者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する。
- 2 新聞、雑誌等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 3 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌を通じ、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 4 公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスター、たれ幕等を掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	電話 03(3581)3375 (直通)
中小企業庁事業環境部取引課	電話 03(3501)1669 (直通)

下請取引適正化推進月間の事業

1 下請取引適正化推進講習会の開催（公正取引委員会及び中小企業庁主催）

47都道府県（60会場）

公正取引委員会・地方事務所等主催		中小企業庁・経済産業局主催	
都道府県	開催日	都道府県	開催日
北海道	11月10日(木)	秋田県	11月9日(水)
〃	11月14日(月)	山形県	11月22日(火)
〃	11月22日(火)	福島県	11月25日(金)
青森県	11月22日(火)	茨城県	11月30日(水)
岩手県	11月25日(金)	東京都	11月14日(月)
宮城県	11月29日(火)	〃	11月21日(月)
栃木県	11月22日(火)	〃	11月25日(金)
群馬県	11月11日(金)	神奈川県	11月7日(月)
埼玉県	11月9日(水)	新潟県	11月18日(金)
千葉県	11月2日(水)	山梨県	11月2日(水)
東京都	11月24日(木)	静岡県	11月8日(火)
〃	11月28日(月)	富山県	11月18日(金)
〃	11月30日(水)	石川県	11月25日(金)
長野県	11月18日(金)	愛知県	11月29日(火)
岐阜県	11月18日(金)	福井県	11月15日(火)
愛知県	11月8日(火)	大阪府	11月2日(水)
三重県	11月11日(金)	〃	11月28日(月)
滋賀県	11月30日(水)	兵庫県	11月8日(火)
京都府	11月21日(月)	和歌山県	11月11日(金)
大阪府	11月9日(水)	鳥取県	11月24日(木)
〃	11月16日(水)	島根県	11月25日(金)
奈良県	11月1日(火)	愛媛県	11月25日(金)
岡山県	11月16日(水)	高知県	11月16日(水)
広島県	11月15日(火)	福岡県	11月15日(火)
山口県	11月17日(木)	佐賀県	11月16日(水)
徳島県	11月11日(金)	熊本県	11月21日(月)
香川県	11月4日(金)	宮崎県	11月24日(木)
福岡県	11月1日(火)		
〃	11月2日(水)		
長崎県	11月7日(月)		
大分県	11月14日(月)		
鹿児島県	11月9日(水)		
沖縄県	11月18日(金)		

2 たれ幕・ポスター等の掲示

(1) たれ幕の掲示

経済産業省及び経済産業局の各庁舎に掲示

(2) ポスターの掲示

公正取引委員会及び地方事務所等の各庁舎，経済産業省及び経済産業局の各庁舎，都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体等の施設に掲示

3 その他（広報予定）

(1) 政府広報等

① 経済産業省公報に掲載

② 公正取引委員会及び中小企業庁のホームページに掲載

③ 新聞（一般紙，業界紙），雑誌等に掲載

(2) 都道府県及び中小企業団体等の機関誌

都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体等の機関誌に掲載

下請取引適正化推進講習会受講者募集要領

平成23年10月
公正取引委員会
中小企業庁

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 講習会受講者の募集方法

(1) 一般公募

ア 公募方法

都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体，報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地方経済産業局のホームページから申し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業所に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地方経済産業局のホームページから申し込むものとする。

3 その他

- (1) 1事業所当たりの申込可能人数は、会場の収容数に鑑み、原則として2名以内とする。
- (2) 講習会の受講対象者は、物品の製造（加工を含む。）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（建設業を除く。）を業とする事業者の下請取引担当者とする。
- (3) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。
- (4) 講習会の参加費は無料とする。
- (5) 本年度の講習会開催地、開催日及び申込先は別紙のとおりである。
- (6) 講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。
- (7) 申込みの際に入手した個人情報は、講習会業務以外の目的には使用しない。

平成23年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について

(中小企業庁主催)

開催県	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
秋田県	11月9日(水) 13:30~16:30	秋田市山王4-2-12 県庁南側 ルポールみずほ 大会議室	100名	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 東北経済産業局産業部中小企業課 TEL 022 (221) 4922 FAX 022 (215) 9463 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.tohoku.meti.go.jp/
山形県	11月22日(火) 13:30~16:30	山形市平久保100番地 山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 中会議室	100名	
福島県	11月25日(金) 13:30~16:30	福島県郡山市日和田町高倉字下中道116番地 福島県農業総合センター 多目的ホール	120名	
茨城県	11月30日(水) 13:30~17:00	水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル 茨城県開発公社 3階 大会議場	100名	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館 関東経済産業局産業部中小企業課下請代金検査官室 TEL 048 (600) 0325 FAX 048 (601) 1294 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kanto.meti.go.jp/
東京都	11月14日(月) 13:30~17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第1会議室	250名	
	11月21日(月) 13:30~17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第1会議室	250名	
	11月25日(金) 13:30~17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第1会議室	250名	
神奈川県	11月7日(月) 13:30~17:00	横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜 2階 おしどり・くじゃく	230名	
新潟県	11月18日(金) 13:30~17:00	新潟市中央区万代島6-1 朱鷺メッセ 中会議室	150名	
山梨県	11月2日(水) 13:30~17:00	甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所 5階 多目的ホール	150名	
静岡県	11月8日(火) 13:30~17:00	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所 静岡事務所会館 5階ホール	150名	
富山県	11月18日(金) 13:30~16:30	富山市奥田新町8-1 ポルファートとやま 4階 珊瑚の間	100名	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局産業部中小企業課 TEL 052 (951) 2748 FAX 052 (951) 9800 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.chubu.meti.go.jp/
石川県	11月25日(金) 13:30~16:30	金沢市鞍月2-1 石川県地場産業振興センター 新館第12研修室	100名	
愛知県	11月29日(火) 13:30~16:30	名古屋市中区熱田西町1-1 名古屋国際会議場 4階 レセプションホール	300名	
福井県	11月15日(火) 13:30~16:30	福井市手寄1-4-1(アオッサ) 福井市地域交流プラザ 研修室601BC	180名	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室 TEL 06 (6966) 6037 FAX 06 (6966) 6083 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kansai.meti.go.jp/
大阪府	11月2日(水) 13:30~16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウィーナ大阪 4階 金剛の間	400名	
	11月28日(月) 13:30~16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウィーナ大阪 4階 金剛の間	400名	
兵庫県	11月8日(火) 13:30~16:30	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館 神商ホール	250名	
和歌山県	11月11日(金) 13:30~16:30	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所 4階大ホール	150名	
鳥取県	11月24日(木) 13:30~16:30	鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館(とりぎん文化会館)2階 第1会議室	100名	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 中国経済産業局産業部中小企業課 TEL 082 (224)5661 FAX 082 (224)5643 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.chugoku.meti.go.jp/
島根県	11月25日(金) 13:30~16:30	松江市学園南1-2-1 島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)6階 601大会議室	100名	
愛媛県	11月25日(金) 13:30~16:30	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛 1階 テクノホール	150名	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 四国経済産業局産業部中小企業課 TEL 087 (811) 8529 FAX 087 (811) 8558 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.shikoku.meti.go.jp/
高知県	11月16日(水) 13:30~16:30	高知市布師田3992-2 高知ぢばさんセンター 2階 研修室1	100名	
福岡県	11月15日(火) 13:30~16:30	北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館9階 北九州商工会議所 大ホール	150名	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎 九州経済産業局産業部中小企業課 TEL 092 (482) 5450 FAX 092 (482) 5393 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kyushu.meti.go.jp/
佐賀県	11月16日(水) 13:30~16:30	佐賀市天神2-1-36 グランデはがくれ1階 ハーモニーホールB	100名	
熊本県	11月21日(月) 13:30~16:30	熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階 くまもと県民交流館パレア 会議室1	100名	
宮崎県	11月24日(木) 13:30~16:30	宮崎市高千穂通1-1-33 宮日会館10階 会議室	100名	

(注)申込可能人数は、会場の収容人数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

平成23年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について (別紙)

(公正取引委員会主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
北海道	11月10日(木) 13:30~15:30	旭川市常盤通1 道北経済センター 6階 研修室	40名	〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 公正取引委員会事務局 北海道事務所下請課 TEL 011 (231) 6300 FAX 011 (261) 1719 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
	11月14日(月) 13:30~16:30	札幌市中央区北2条西7 かでの2・7 北海道立道民活動センター 大会議室	200名	
	11月22日(火) 9:30~11:30	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル 会議室	40名	
青森県	11月22日(火) 13:00~16:00	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館 アスパム 6階 八甲田	120名	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 公正取引委員会事務局 東北事務所下請課 TEL 022 (225) 8420 FAX 022 (261) 3548 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
岩手県	11月25日(金) 13:30~16:30	盛岡市盛岡駅西通1-7-1 いわて県民情報交流センター アイーナ 8階 会議室803	120名	
宮城県	11月29日(火) 13:30~16:30	仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台 2階 フォレストホール	200名	
栃木県	11月22日(火) 13:30~16:30	宇都宮市本町1-8 栃木県総合文化センター 3階 第1会議室	150名	〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会事務局 取引部企業取引課 TEL 03 (3581) 3375 FAX 03 (3581) 1800 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
群馬県	11月11日(金) 10:00~12:00	前橋市南町3-62-1 前橋市民文化会館 4階 第5会議室	100名	
埼玉県	11月9日(水) 13:30~16:30	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター 2階 大ホール	300名	
千葉県	11月2日(水) 13:30~16:30	千葉市美浜区高洲3-8-5 ヴェルシオーネ若潮 2階 福宝の間	200名	〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会事務局 取引部企業取引課 TEL 03 (3581) 3375 FAX 03 (3581) 1800 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
東京都	11月24日(木) 13:30~16:30	新宿区新宿7-26-9 フィオーレ東京 地下1階 ローブルーム	250名	
	11月30日(水) 13:30~16:30		250名	
長野県	11月18日(金) 13:30~16:30	長野市中御所岡田町131-4 ホテル信濃路 2階 穂高	150名	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 公正取引委員会事務局 中部事務所下請課 TEL 052 (961) 9424 FAX 052 (971) 5003 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
岐阜県	11月18日(金) 13:30~16:30	岐阜市鶴舞町2-6-7 ワークプラザ岐阜 5階 大ホール	150名	
愛知県	11月8日(火) 13:30~16:30	名古屋市熱田区熱田西町1-1 名古屋国際会議場 4階 レセプションホール	300名	
三重県	11月11日(金) 13:30~16:30	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター 4階 大研修室	150名	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所下請課 TEL 06 (6941) 2176 FAX 06 (6943) 7214 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
滋賀県	11月30日(水) 13:30~16:30	大津市打出浜2-1 コラボしが21 3階 大会議室	100名	
京都府	11月21日(月) 13:30~16:30	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館 2階 大ホール	200名	
大阪府	11月9日(水) 13:30~16:30	大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所 地下1階 1号会議室	200名	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所下請課 TEL 06 (6941) 2176 FAX 06 (6943) 7214 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
	11月16日(水) 13:30~16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウィーナ大阪 4階 金剛の間	300名	
奈良県	11月1日(火) 13:30~16:30	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館 4階 大会議室	150名	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 中国支所下請課 TEL 082 (228) 1501 FAX 082 (223) 3123 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
岡山県	11月16日(水) 13:30~16:30	岡山市北区牽連町2-2-1 岡山国際交流センター 8階 イベントホール	180名	
広島県	11月15日(火) 13:30~16:30	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ 地下2階 多目的ホール	200名	
山口県	11月17日(木) 13:30~16:30	山口市大手町2-18 山口県教育会館 5階 第一研修室	130名	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎 公正取引委員会事務局 四国支所下請課 TEL 087(834)1441 FAX 087(862)1994 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
徳島県	11月11日(金) 13:30~16:30	徳島市沖浜東2-16 徳島市生涯福祉センター 2階 第2会議室	80名	
香川県	11月4日(金) 13:30~16:30	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 低層棟2階 アイホール	100名	
福岡県	11月1日(火) 13:30~16:00	福岡市博多区博多駅東2-10-7	100名	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会事務局 九州事務所下請課 TEL 092 (431) 6032 FAX 092 (474) 5465 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
	11月2日(水) 13:30~16:00	福岡第2合同庁舎本館 2階 第2会議室~第6会議室	100名	
長崎県	11月7日(月) 13:30~16:00	長崎市桜町9-6 長崎県勤労福祉会館 4階 2・3合併会議室	80名	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 TEL 098 (866)0049 FAX 098 (860) 1110 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
大分県	11月14日(月) 13:30~16:00	大分市東春日町1-1 大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス 2階 大会議室	100名	
鹿児島県	11月9日(水) 13:30~16:00	鹿児島市山下町5-3 宝山ホール(鹿児島県文化センター) 3階 第6会議室	80名	
沖縄県	11月18日(金) 13:30~16:30	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館 2階 大会議室	100名	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 TEL 098 (866)0049 FAX 098 (860) 1110 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/

(注) 申込可能人数は、会場の収容人数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

(広報原案)

11月は下請取引適正化推進月間です。

平成23年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

交付しよう 発注書面 トラブル回避の第一歩

11月は下請取引適正化推進月間です。全国各地において下請取引適正化推進講習会（参加費無料）を開催するほか、全国の公正取引委員会の地方事務所等や経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。

詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会 取引部企業取引課 03-3581-3375 (ホームページ http://www.jftc.go.jp/)	中小企業庁 事業環境部取引課 03-3501-1669 (ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/)
北海道事務所 011-231-6300	北海道経済産業局 011-709-1783
東北事務所 022-225-8420	東北経済産業局 022-221-4922
取引部企業取引課 03-3581-3375	関東経済産業局 048-600-0325
中部事務所 052-961-9424	中部経済産業局 052-951-2748
近畿中国四国事務所 06-6941-2176	近畿経済産業局 06-6966-6037
中国支所 082-228-1501	中国経済産業局 082-224-5661
四国支所 087-834-1441	四国経済産業局 087-811-8529
九州事務所 092-431-6032	九州経済産業局 092-482-5450
沖縄総合事務局総務部 公正取引室 098-866-0049	沖縄総合事務局経済産業部 098-866-1755

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的に下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
- 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する 内閣府令の一部を改正する内閣府令について

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する
内閣府令の一部を改正する内閣府令について

平成23年9月
消費者庁-食品表示課

1. 背景

- 生食用食肉の表示は、これまで平成10年9月11日付け生衛発第1358号「生食用食肉等の安全性確保について」の別添「生食用食肉の衛生基準」に示す表示基準目標に基づき行われてきたところ。
- 今般、厚生労働省において、生食用食肉（牛肉（内臓を除く。））の規格基準（食品衛生法第11条第1項に基づく生食用食肉に係る規格及び基準）の策定が行われることから、これを踏まえ、消費者庁において、食品衛生法第19条に基づく表示基準を策定するもの。

2. 改正概要

- (1) 容器包装された生食用食肉に係る表示事項の追加（第1条第2項第19号の2関係）
 - ・ 生食用である旨
 - ・ と畜場名の都道府県名（輸入品は原産国名）及びと畜場である旨を冠したと畜場名
 - ・ 加工施設の都道府県名（輸入品は原産国名）及び加工施設である旨を冠した加工施設名
 - ・ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨
 - ・ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨
- (2) 店舗等で販売される生食用食肉（容器包装されていないもの。焼肉屋、肉屋等。）に係る表示事項の追加（第1条第3項関係）
 - ・ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨
 - ・ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

3. スケジュール（予定）

9月22日：公布日

10月1日：施行予定

○食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令 新旧対照表（案）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1条 食品衛生法(以下「法」という。)第19条第1項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1～11 (略)</p> <p><u>11の2 牛の食肉(内臓を除く。)であって、生食用のもの(容器包装に入れられたものを除く。)</u></p> <p>12～14(略)</p> <p>2 前項(第11号の2を除く。)に定める食品又は添加物であって販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第5条から第8条まで、第16条及び第19条において同じ。)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。</p> <p>1～19 (略)</p> <p><u>19の2 牛の食肉(内臓を除く。)であって生食用のものにあつては、次のイからホに掲げる事項</u></p> <p><u>イ 生食用である旨</u></p> <p><u>ロ とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称</u></p> <p><u>ハ 法第11条第1項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設(以下このハにおいて「加工施設」という。)の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称</u></p> <p><u>ニ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨</u></p> <p><u>ホ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨</u></p> <p>20～44 (略)</p>	<p>第1条 食品衛生法(以下「法」という。)第19条第1項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12～14 (略)</p> <p>2 前項に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第5条から第8条まで、第16条及び第19条において同じ。)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。</p> <p>1～19 (略)</p> <p>20～44 (略)</p>

<p><u>3 第1項第11号の2に掲げる食品にあつては、次の各号に掲げる事項を店舗の見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p> <p><u>1) 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨</u></p> <p><u>2) 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨</u></p> <p><u>4 前2項に掲げる事項の記載は、邦文をもって、当該食品又は添加物を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行わなければならない。</u></p> <p><u>5～7 (略)</u></p> <p>第2条～第19条 (略)</p> <p>別表第1～第6 (略)</p>	<p><u>3 前項に掲げる事項の記載は、邦文をもって、当該食品又は添加物を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行わなければならない。</u></p> <p><u>4～6 (略)</u></p> <p>第2条～第19条 (略)</p> <p>別表第1～第6 (略)</p>
---	--

東日本太平洋における生産水域名の表示方法について



23食産第671号

平成23年10月5日

(社) 日本加工食品卸協会 代表者 殿

食料産業局食品小売サービス課長
食品製造卸売課長

東日本太平洋における生産水域名の表示方法について

日頃より、水産物の円滑な流通にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

生鮮水産物については、

- (1) 原産地として、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）（JAS法）に基づく生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により、国産水産物にあっては生産した水域名を記載し、それが困難な場合には水揚げした港名又は水揚げ港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができること
- (2) その水域名については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」（平成15年6月水産庁作成）により表示することとされています。

上記ガイドラインにおいては、水域名の例示はあるものの、水域名に対応する区域は必ずしも示されていませんが、今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、生産水域の情報に対する消費者の関心が高まっております。「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部）に基づく地方自治体による水産物の検査が実施されているところであり、市場に流通している水産物の安全性は確保されていますが、当該検査の情報を消費者にわかりやすく伝達するため、東日本太平洋側で漁獲されたものを中心に、検査対象水域を踏まえて生産水域の区画及び水域名を明確化し、生鮮水産物について、生産水域名により原産地を表示するよう奨励されることとなりましたのでお知らせします。

このことは、別添のとおり、水産庁漁政部加工流通課長から関係団体あてに通知されておりますので、流通段階におきましても、各会員への周知をお願いするとともに、お客様にもその旨の情報を提供いただきますようお願いいたします。

(別添2)

23水漁第73号

平成23年10月5日

関係団体 宛て

水産庁漁政部加工流通課長

東日本太平洋における生産水域名の表示方法について

日頃より、水産行政につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

生鮮水産物については、

- (1) 原産地として、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）（JAS法）に基づく生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により、国産水産物にあつては生産した水域名を記載し、それが困難な場合には水揚げした港名又は水揚げ港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができること
- (2) その水域名については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」（平成15年6月水産庁作成）により表示すること

とされています。

上記ガイドラインにおいては、水域名の例示はあるものの、水域名に対応する区域は必ずしも示されていませんが、今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、生産水域の情報に対する消費者の関心が高まっております。「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部）に基づく地方自治体による水産物の検査が実施されているところであり、市場に流通している水産物の安全性は確保されていますが、当該検査の情報を消費者にわかりやすく伝達するため、東日本太平洋側で漁獲されたものを中心に、検査対象水域を踏まえて生産水域の区画及び水域名を明確化し、別添のように生鮮水産物の原産地を表示することを奨励することといたしました。

つきましては無用な風評被害を防止するためにも、関係者への周知・指導をよろしくお願いいたします。

(宛先)

全国漁業協同組合連合会
各都道府県漁業協同組合連合会
その他漁業関係団体
各都道府県

東日本太平洋における生産水域名の表示方法

1. 回遊性魚種について

(1) 水域区分図（別紙）のとおり表示する。

（表示例）

区分図②の水域で漁獲した「回遊性魚種」の場合、「三陸北部沖」と表示する。

(2) 各都道府県において、上記区分図に示された水域より細かい水域で表示したい場合には、検査対象区域との整合性を考慮して水域を設定することもできる。この場合においては、当該水域を図示したものを水産庁まで提出し、水産庁は、上記区分図をホームページに掲載する際に、当該水域図も併せて掲載する。

2. 沿岸性魚種について

(1) 「〇〇県沖」と表示をする。この場合において、「〇〇県沖」とは、当該県知事の権限に基づいて通常操業する水域とし、大臣許可又は隣接都道府県知事の許可も併用して操業し、かつ、いずれの県沖か明確にならない場合には、回遊性魚種についての表示方法に従って表示を行う。（対象：北海道～千葉県）

（表示例）

岩手県知事の権限に基づいて通常操業する水域で漁獲した「沿岸性魚種」の場合、「岩手県沖」と表示する。

(2) 1の(2)は、沿岸性魚種についての表示方法について準用する。

3. その他

「回遊性魚種」は下記のとおりとし、これら以外は「沿岸性魚種」とする。

ネズミザメ ヨシキリザメ アオザメ いわし類 サケ・マス類
サンマ ブリ マアジ カジキ類 サバ類 カツオ マグロ類
スルメイカ ヤリイカ アカイカ

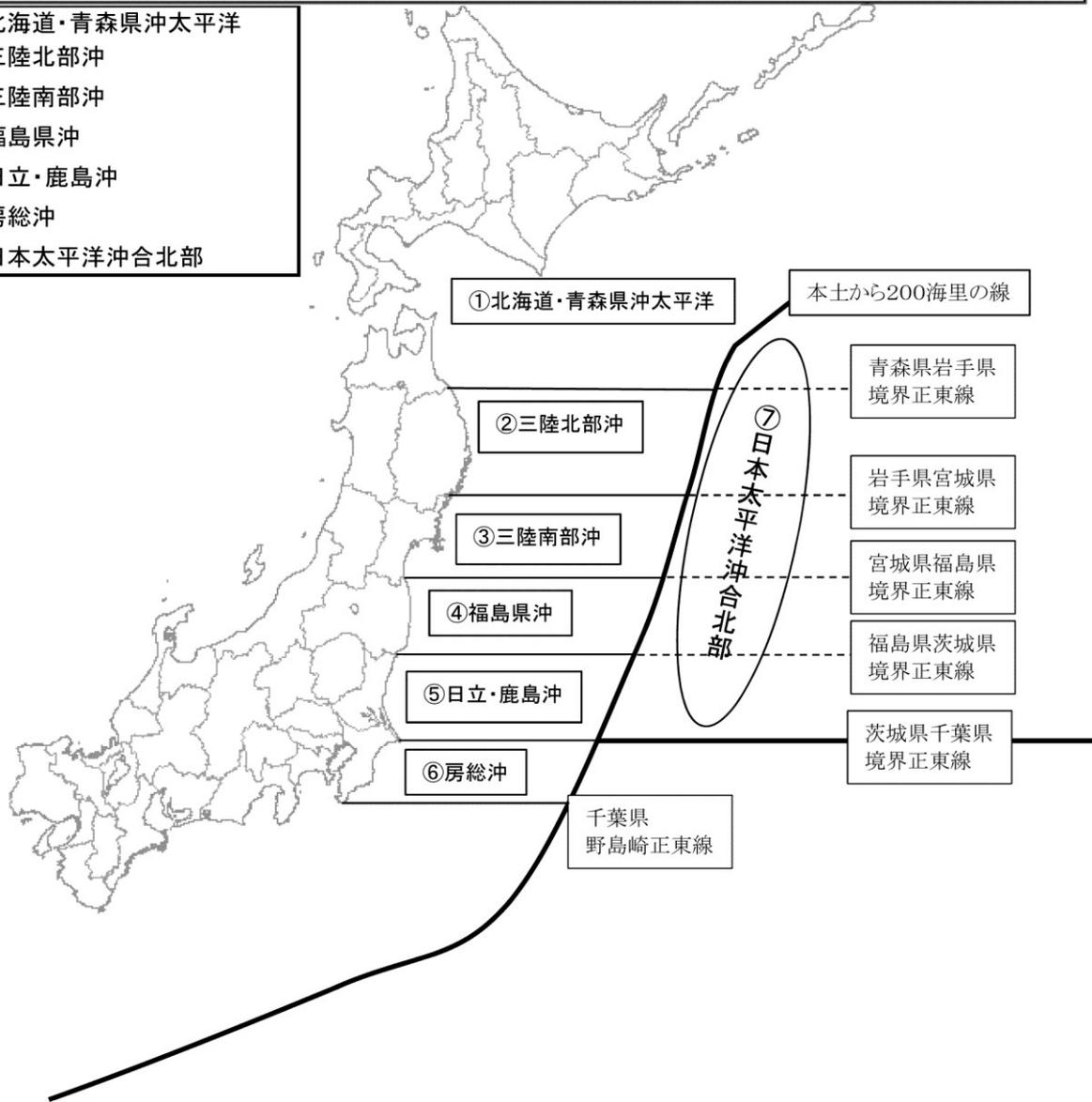
問合せ先

水産庁漁政部加工流通課企画調査班 杉田・松川

TEL 03-3591-5612

回遊性魚種にかかる水域区分図

- ①北海道・青森県沖太平洋
- ②三陸北部沖
- ③三陸南部沖
- ④福島県沖
- ⑤日立・鹿島沖
- ⑥房総沖
- ⑦日本太平洋沖合北部



食品リサイクル～先進的取り組み事例のご紹介～

Make ACCESS VALUE

「食品リサイクル」

～先進的取り組み事例のご紹介～

ACCESS

株式会社 日本アクセス

食品リサイクル法とは・・・

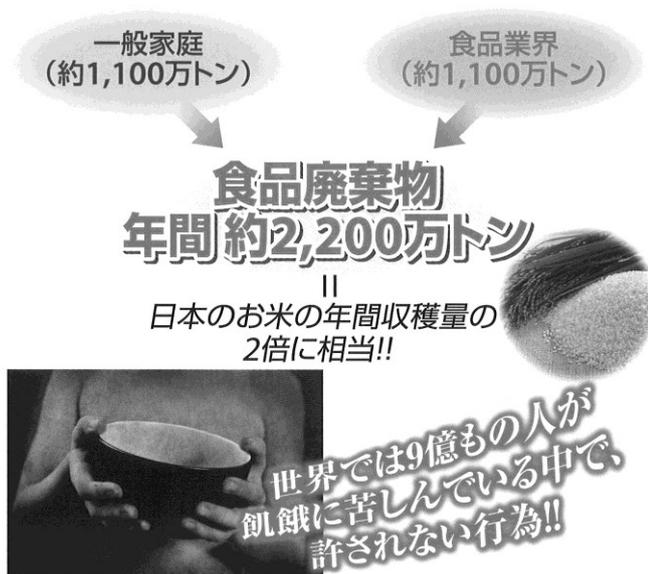
2001年5月に施行された法律であり、環境を守るために食品メーカーや、小売店、レストランなどが、できるだけ食品廃棄物を出さないように努力すること、また、出してしまった食品廃棄物は飼料や肥料等にリサイクルして、環境負荷の少ない「循環型社会」を目指そうということが主旨となっています。加えて、消費者に対しても無駄な食品の廃棄を減らすことや、リサイクルに努める事業者への協力を求めています。

『食品廃棄物』の排出実態(2006年度ベース)

①2007年度の調査によると、日本では1年間に約2,200万トンもの食品が廃棄物として捨てられています。この量は、日本で1年間に収穫されるお米の量の2倍に相当します。

②現在の日本の食料自給率は約40%(カロリー換算ベース)となっている中で、食品を大量に廃棄する行為は許されるはずもなく、如何に余ってしまった食料を再び資源として活用していくべきか、真剣に考えていく必要があります。

③さらに、年間の食品廃棄物2,200万トンの内、約900万トンは本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている実態があります。この900万トンの廃棄物は、約2,000万人が1年間、食事を取ることができる量に相当します。



『食品廃棄物』の食品リサイクル実施率(2007年度ベース)

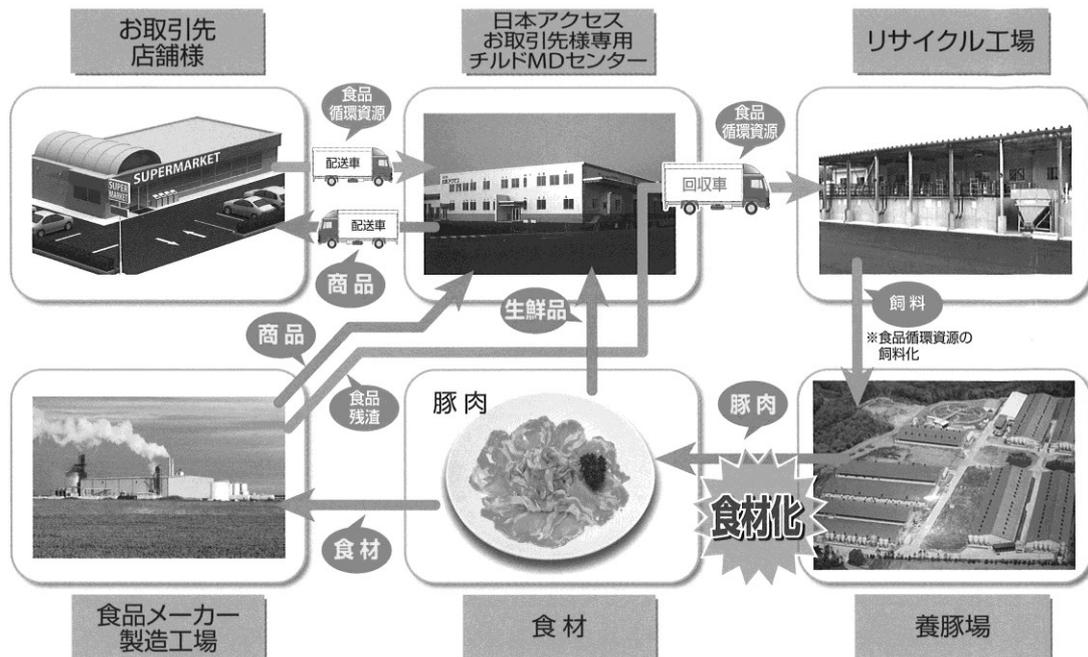
	年間発生量	食品リサイクル率					
			飼料化	肥料化	発生抑制	減量	その他
一般家庭	1,058万t	5%					
食品産業界	1,135万t	54%	20%	22%	4%	3%	5%
メーカー	493万t	81%	37%	30%	5%	3%	6%
卸	74万t	62%	13%	39%	4%	1%	5%
小売	263万t	35%	8%	20%	4%	2%	1%
外食	305万t	22%	5%	4%	3%	2%	8%

出典：環境省「日本の廃棄物処理」、産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」及び農林水産省「平成19年 食品循環資源の再生利用等実態調査」より試算

※一般家庭からは、一年間に約1,100万トンの食品廃棄物が発生していますが、衛生上の問題があったり、分別廃棄が進んでいないために、ほとんどがリサイクルできていません。

※食品産業界からは、同じく一年間に約1,100万トンの食品廃棄物が発生しています。こちらは、全体として約半分がリサイクルできているものの、小売分野、外食分野ではやや低位の率に留まっています。

～先進的取り組み事例のご紹介～



リサイクルループの構築

- ①各店舗の循環資源を商品配送車の帰り便で回収
- ②循環資源を養豚用の飼料へ加工(リサイクル飼料)
- ③リサイクル飼料を用いて豚を肥育
- ④回収した食材(豚肉)を同店舗で再び販売

スキームの特徴

- A.食品リサイクル法の特例を活用し、低コストの回収スキームを構築
- B.リサイクル手法として国が推奨する飼料化を採用
- C.リサイクル食材を同店舗で販売するリサイクルループを構築

リサイクルの低コスト化を実現

食品リサイクルの導入に関する(株)日本アクセスのサポート内容

- ◆国への特例申請支援(再生利用事業計画)
- ◆優良なリサイクル業者選定
- ◆循環資源回収の物流スキーム構築(設備・備品)
- ◆回収した食材の販売支援
- ◇リサイクル業務委託費の決済代行
- ◇リサイクルデータ管理

※お客様が専用のチルドセンターを保有されている場合に、本リサイクルスキームをご提案できます。

※当社がお客様専用のチルドセンターを受託させていただいている場合は、左記のすべての項目への対応が可能となります。

※今後お客様が専用のチルドセンターをご計画される際には、当社よりリサイクルスキームも組み入れたセンター計画をご提案いたします。

法律で定められていることは…

食品リサイクル法は、2007年6月に改正され、同年12月からの施行に伴って、以下の内容が定められています。

改正内容1 「食品廃棄物等多量排出事業者」による定期報告義務

※食品廃棄物等多量発生事業者は、毎年度、省令の定めに基づき、食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況を主務大臣に報告しなければなりません。(食品廃棄物等多量発生事業者とは、前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の事業者を指します)

※フランチャイズチェーン事業者であって、食品廃棄物等の処理について約款に基づき本部が加盟者を指導できる関係にある者の場合は、加盟者の分も含めチェーン全体にて食品廃棄物等多量発生事業者かどうか判断されます。また、本項が適用された場合は、定期報告の義務が生じます。

改正内容2 食品関連事業者の再生利用等実施率目標

※日本全体で達成を目指す再生利用等実施率目標は以下のとおりです。

	一般家庭 (参考)	食品産業界				
		メーカー	卸	小売	外食	
法律の目標率	—	—	85%	70%	45%	40%
実施率(実績)	5%	54%	81%	62%	35%	22%

※食品産業界における各企業(食品関連事業者)は、前年度の食品リサイクル率が50%未満の場合、当年度に2%以上のリサイクル率の改善が求められ、この取り組みが著しく不十分である場合には、主務大臣による勧告、公表、罰則等の措置がとられることとなっています。

改正内容3 再生利用事業計画の認定内容の見直し(リサイクルループ)

※食品リサイクル法における再生利用事業計画の認定要件が追加(第19条及び20条他)されるとともに、再生利用事業計画の認定に伴う廃棄物処理法の特例が拡大(第21条)されました。

※具体的には、主務大臣に対して再生利用事業計画を申請する際に、「食品廃棄物等を排出した事業者が、その食品廃棄物等を原料とした肥料・飼料を用いて生産された特定農畜水産物を一定以上利用(販売等)すること」、「収集運搬を行う者及び収集運搬の施設が一定の基準を満たすこと」、以上の内容を満たす必要が追加され、さらに、この再生利用事業計画が認定された際には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可を取得することなく、申請計画に従って収集運搬を業として行うことができるようになりました。

各企業に求められること

- ①現在のリサイクル率が50%に満たない企業は、毎年2%以上の改善を求められる。
- ②年間100トン以上の食品廃棄物を排出する企業は、国への定期報告が義務づけられる。

食品リサイクル等の方法

- ↑優先度↓
- ①ゴミを出さない(発生抑制)
 - ②飼料として再生利用する
 - ③堆肥として再生利用する
 - ④熱として回収する(サーマルリサイクル)
 - ⑤ゴミを減らす(減量)

もったいないを見逃さない。心に届く、美味しさを

ACCESS

株式会社 日本アクセス